

福岡市における個人情報保護制度のあり方について

(答 申)

平成17年1月

福岡市個人情報保護審議会

答 申 に 当 た っ て

福岡市個人情報保護条例が平成3年10月に施行されてから、既に13年が経過しました。

この間、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用は著しく増大し、行政においても電子政府・電子自治体の構築に向けた取組が本格化しているところですが、一方、市民の間には、個人情報の漏洩等に関する不安や懸念が高まっており、より一層慎重な個人情報の取扱いが求められています。

また、国においても、平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護関連5法が制定されるなど、個人情報保護制度をめぐる社会状況は大きく変化しています。

このような状況の下、当審議会は、平成16年4月20日、福岡市長から「福岡市における個人情報保護制度のあり方」について諮問を受けました。以来、9か月にわたり、全体会4回及び部会8回を開催し、個人情報の保護の充実・強化を図るための制度のあり方について検討してきました。

審議会での審議については、その経過が明らかとなるよう、会議を公開し、議事録や会議資料をホームページ等で公表するとともに、平成16年11月には、それまでの審議の内容について、中間取りまとめ（答申案）として公表し、広く市民の意見を募集したところです。

この答申は、福岡市における個人情報保護制度のあり方として、福岡市個人情報保護条例において改正すべき事項の骨子及びその趣旨をまとめるとともに、条例の解釈・運用についても付言することを主な内容としています。

今後、福岡市においては、この答申をもとに現行の条例を改正され、より一層の個人情報保護制度の充実・強化に積極的に取り組まれることを要望するものです。

最後に、熱心に審議をしていただいた委員各位に敬意を表するとともに、貴重な御意見を寄せていただいた市民の皆様を始め、多くの方々に深く感謝を申し上げます。

平成17年1月

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義

目 次

ページ

個人情報保護制度の基本的なあり方

- | | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 個人情報保護制度の見直しの背景 | 1 |
| 2 | 審議会での検討に当たっての考え方 | 1 |
| 3 | 個人情報の保護に関する職員等の意識啓発 | 2 |

個人情報保護条例において改正すべき事項等

第1 総則

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 条例の目的 | 3 |
| 2 | 実施機関の範囲 | 4 |
| 3 | 個人情報の定義 | 6 |
| 4 | 市民の責務 | 7 |

第2 個人情報の取扱い

- | | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 個人情報の収集に関する制限 | 8 |
| 2 | 個人情報取扱事務の届出 | 10 |
| 3 | 個人情報の利用及び提供に関する制限 | 11 |
| 4 | 電子計算組織の結合に関する制限 | 12 |
| 5 | 適正な維持管理に関する措置 | 13 |
| 6 | 個人情報を取り扱う業務の外部委託 | 14 |
| 7 | 実施機関の職員の義務 | 15 |

第3 個人情報の開示，訂正又は削除及び利用停止等の請求

- | | | |
|----|----------------|----|
| 1 | 本人以外の者からの開示の請求 | 17 |
| 2 | 開示請求書の補正等 | 18 |
| 3 | 開示の基準等 | 19 |
| 4 | 部分開示 | 23 |
| 5 | 非開示情報の裁量的開示 | 24 |
| 6 | 個人情報の存否に関する情報 | 24 |
| 7 | 個人情報の不存在の取扱い | 25 |
| 8 | 開示決定等の期限の短縮等 | 26 |
| 9 | 開示決定等の期限の特例 | 28 |
| 10 | 事案の移送 | 29 |
| 11 | 第三者からの意見聴取の手続等 | 29 |
| 12 | 簡易な方法による開示 | 31 |
| 13 | 訂正又は削除の請求，決定等 | 31 |
| 14 | 是正の申出・利用停止等の請求 | 33 |

第4 不服申立て・個人情報保護審議会	
1 不服申立てに係る事案の処理	36
2 個人情報保護審議会	37
第5 事業者等における個人情報の保護	
1 事業者に対する措置	41
2 事業者に対する苦情の処理のあっせん等	42
3 出資法人に対する措置	42
4 指定管理者における個人情報の取扱い	43
5 国等との協力	45
第6 雑則・罰則	
1 職員の人事等に関する個人情報の取扱い	46
2 実施機関における苦情の処理	46
3 実施機関の職員等に対する罰則	47
資料	
1 福岡市長からの諮問書	49
2 福岡市個人情報保護審議会委員名簿	50
3 審議の経過	51
4 市民から寄せられた意見と審議会の考え方	52
5 福岡市個人情報保護条例（平成3年福岡市条例第9号）	56
6 個人情報保護条例において改正すべき事項等の概要	63
7 現行の条例との項目別対照表	70
8 非開示情報の基準の類型化（イメージ）	76
9 用語の解説	77

個人情報保護制度の基本的なあり方

1 個人情報保護制度の見直しの背景

福岡市では、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するとともに、市政の適正な運営に資することを目的として、福岡市個人情報保護条例（平成3年福岡市条例第9号。以下「条例」又は「現行の条例」という。）を平成3年10月から施行しており、これまでも個人情報の保護に努めてきたところである。

一方で、条例の施行から既に13年が経過し、この間、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用は著しく増大し、特に、情報通信技術を活用した個人情報の大量かつ迅速な処理が行われ、民間事業者や公的機関において、個人情報が漏えいする事件や個人情報の不適正な取扱いの事例が明らかになる中で、市民の間には、これまで以上に個人情報の保護に対する関心が高まってきている。

また、国においては、平成15年5月に個人情報保護関連5法が制定され、平成17年4月から全面施行されることとなっている。このうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）は、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めている。地方公共団体の責務としては、個人情報保護法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施することが求められている（第5条）。

さらに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）は、国の行政機関を対象とし、国の行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めており、その個人情報保護法制が充実・強化されることとなった。

以上のような状況を踏まえ、福岡市においても、市民の権利利益をより一層保護し、市政に対する市民の信頼を確保するため、社会状況の変化や国の法制度の内容等を考慮した上で、個人情報保護制度の見直しが求められているものである。

2 審議会での検討に当たっての考え方

審議会での検討に当たっては、福岡市における個人情報保護制度のあり方として、主に、現行の条例において改正すべき事項等について審議することとし、次のような視点を重視して、これらを個人情報保護制度の見直しの基本的な方向性としている。

(1) 現行の条例の先進的な部分は維持すること。

個人の権利利益を保護するとともに、市政の適正な運営に資することを目的とした現行の条例については、これまでの運用において多くの実績を重ねていることから、その運用状況を踏まえた上で、死者に関する個人情報の取扱い、個人情報の収集に関する制限、電子計算組織の結合に関する制限など、現行の条例の先進的な部分（国の法制度よりも手厚い保護が加えられていると認められる部分）については、引き続き制度を維持するとともに、その内容の充実を図っていく。

(2) 行政機関個人情報保護法の内容を考慮すること。

行政機関個人情報保護法により，国の行政機関における個人情報保護法制が充実・強化されることから，公的部門にふさわしい個人情報保護制度のあり方として，個人情報を取り扱う業務の外部委託，個人情報の不適正な取扱いに対する利用停止等の請求，実施機関の職員等に対する罰則等について，同法の内容を考慮する。

(3) 個人情報保護法の内容を考慮すること。

個人情報保護法において，地方公共団体の施策として，区域内の事業者及び住民に対する支援や苦情の処理のあっせん等のために必要な措置を講じることが求められており（第12条及び第13条），個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。以下「個人情報保護基本方針」という。）を踏まえて，事業者に対する措置，事業者に対する苦情の処理のあっせんなど，これらに対応した施策を新たに実施する。

(4) 情報公開条例との整合を図ること。

個人情報の開示については，市が保有する情報を公開・開示するという仕組みが情報公開制度と密接に関連することから，実施機関の範囲，開示の基準等，開示決定等の期限等，不服申立てに係る事案の処理など，関連する部分については，福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）との整合を図る。

3 個人情報の保護に関する職員等の意識啓発

今般の見直しに係る個人情報保護制度を円滑に実施し，かつ，実効性のあるものとするためには，何よりも，実施機関の職員等が，個人情報の保護に関する意識の向上を図り，制度（条例）の趣旨や内容を正確に理解することが求められるところであり，そのためには，個人情報の保護に関する研修・教育の実施が不可欠である。

個人情報保護制度の見直しに当たっては，すべての職員等に対し，制度の趣旨や内容を十分に周知徹底させるとともに，その後も，定期的に職場研修を実施したり，随時，制度の運用状況をチェックするなど，日頃から職員等の意識啓発を図ることにより，一人ひとりの職員等が，日々の事務事業を遂行するに当たって，常に個人情報の保護の重要性を認識しながら，制度が適正に運用されていくよう要望するものである。

個人情報保護条例において改正すべき事項等

第1 総則

1 条例の目的（第1条関係）

高度情報通信社会の進展という状況認識の下、条例の目的にも次のような視点を取り入れることが適当である。

- (1) 市政の適正かつ円滑な運営との適切な調和を図りながら、条例の主たる目的が個人の権利利益の保護であることを確認する。
- (2) 本人が自己の個人情報の取扱いに対して関与する権利を保障する旨を明記する。

[説明]

- (1) 近年、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報が、情報通信技術を活用して大量かつ迅速に処理され、広範に流通するなど、その利用が著しく拡大している状況にある。また、本市においても、職員ごとにパソコンが配置され、庁内ネットワーク（LAN）等の基盤が整備されるとともに、インターネットを利用した電子申請等の行政手続のオンライン化が進められるなど、電子自治体の構築に向けた取組が本格化している。

行政部門においては、情報通信技術を活用した個人情報の利用は、市民ニーズの的確な把握や迅速な行政サービスの提供に資するものであり、個人情報は、公益目的を実現するための基礎的資料として必要不可欠のものである。しかしながら、その一方で、個人情報の取扱いの態様によっては、個人情報が漏洩して悪用されること等により、いわゆるプライバシーを始めとする個人の人格的・財産的な権利利益が侵害されるおそれや、これについての市民の不安や懸念が存在しているところでもある。

以上のような状況を踏まえて、本市の個人情報保護制度は、市政の適正かつ円滑な運営との適切な調和を図りながら、個人の権利利益の保護を主たる目的とするものであって、条例の目的規定においても、その旨を確認する必要がある。

- (2) また、現行の条例においては、「市が保有する個人情報の開示、訂正又は削除を求める権利」を明らかにしているが、本人が自己の個人情報の取扱いに対して関与する機会を拡充するため、個人情報の収集又は目的外の利用・提供に関する制限に反する不適正な取扱いについて、その是正を求める手段として、利用停止等を求める権利を認めるべきである（第3の14参照）。

そして、個人の権利利益の保護の充実を図るために、現行の開示、訂正又は削除を求める権利に加えて、新たに利用停止等を求める権利を創設することにより、これらを包括的に、「本人が自己の個人情報の取扱いに対して関与する権利」（いわゆる「自己情報コントロール権」と呼ばれる概念）として保障する旨を明記すべきである。

なお、個人情報保護制度の趣旨は、個人の人格尊重の理念の下に、プライバシーを始めとする個人の権利利益を最大限に尊重しながら、いわゆる自己情報コントロール権を保障することにあるが、「プライバシー」及び「自己情報コントロール権」については、その内容、範囲及び法的性格に関して様々な見解があり、未だ明確な概念として確立していないとされていることから、これらの用語を条例に明記することについては、慎重に判断す

る必要がある。

2 実施機関の範囲（第2条第1号関係）

情報公開制度との整合を図る必要性からも、次のとおり、実施機関の範囲を拡大すべきである。

(1) 議会については、その自主的な判断により、個人情報保護条例の実施機関となることが適当である。

(2) 地方三公社のうち、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社については、個人情報保護条例の実施機関とすべきである。

なお、地方三公社に関する情報については、民間の法人・事業者としてではなく、国、地方公共団体等に関する情報と同様に取り扱うことを確認的に明記すべきである。

[説明]

(1) 議会について

議会については、市の執行機関から独立した議決機関であることから、平成3年に現行の条例が制定されるに当たって、「議会については、市民の代表からなる議決機関としての特殊性を考え、その自主的な判断に委ねることとする。」との提言がなされていた（福岡市個人情報保護制度懇話会「福岡市の個人情報保護制度に関する提言」平成2年10月）。

議会が取り扱う個人情報としては、議員及び職員に関するものがほとんどであって、本会議や委員会の傍聴者、議会に提出された請願書に署名した者など、その種類は必ずしも多いとは言えないが、そもそも個人情報の保護の必要性は、その数の多寡等によって異なるものではない。また、議会がその本来の活動の中で、市長等の執行機関側から提出される資料等を通して、個人情報を取得し、及び保有する場合も多いと考えられる。市民の立場からすれば、これらの個人情報について、市長等の執行機関と議会との間で異なる取扱いをする合理的な理由を見出すことはできない。

本市においては、既に、議会が、平成14年7月から情報公開条例の実施機関となっているが、情報公開制度と個人情報保護制度は密接に関連しており、個人情報保護制度が採用されていない状況の下において、情報公開制度に基づいてされた自己の個人情報の開示請求を認めた判例があること等を考慮すると、議会についても、情報公開条例に基づく本人開示請求にいかに対応するかという問題が内在していることとなる。本来的に、本人開示の問題は、個人情報保護法制により対処することが望ましいと考えられることから、情報公開条例の実施機関となっている議会において、個人情報保護制度を整備する必要性は高いと言える。

なお、他の政令指定都市においても、情報公開制度の見直しを契機として、議会を個人情報保護条例の実施機関に含めるところが増えてきている。

以上のことから、本市の議会についても、議会の自主的な判断ではあるが、個人情報保護条例の実施機関となることが適当である。もとより、議会が独自に個人情報保護条例を制定することも一つの方策であるが、この点については、情報公開条例の実施機関となった際の議論を踏まえて判断されることと考える。

(2) 地方三公社について

地方三公社（地方住宅供給公社，地方道路公社及び土地開発公社）については，その業務の性格に鑑み，出資者が地方公共団体に限定され，その役員は当該公社を設立する地方公共団体の長が任命することとされているなど，地方三公社の設立を定める根拠法の趣旨から，実質的に地方公共団体の一部を構成するものとみられている。

また，地方公共団体が，条例により地方三公社を対象とした情報公開制度を設けることは，地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方三公社の設立を定める根拠法に違反しない旨の国の見解が示されたこと等から，本市においても，本市が設立団体となっている福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社が，平成14年7月から情報公開条例の実施機関となっている。

福岡市住宅供給公社は本市から委託を受けて市営住宅等の管理を行っており，また，福岡市土地開発公社は本市に代わって公共用地の先行取得を行うなど，それぞれの業務内容は，本市の事務事業に密接に関連した公共性の高いものであることから，本市と同様の個人情報保護制度を設けることが求められる。

国においても，地方公共団体における地方三公社に対応する独立行政法人，特殊法人等について，国の行政機関と同様の個人情報保護制度を設ける独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）が制定され，平成17年4月から施行されることとなっている。

以上のことから，情報公開条例と同様に，地方三公社を個人情報保護条例の実施機関とすることは当然に可能であって，その必要性は高く，さらに，議会に関して述べたところからも，できるだけ速やかに個人情報保護制度を整備することが望ましい。

したがって，本市が出資している地方三公社のうち，情報公開条例の実施機関となっている福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社については，個人情報保護条例の実施機関とすべきである。

なお，福岡市住宅供給公社は，個人情報保護法第2条第3項の個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当し，同法の規制の対象となるところであるが，実質的に地方公共団体の一部を構成するとみられる地方三公社について，その設立団体である本市が，個人情報保護条例の実施機関とすることは，同法第5条の趣旨からも可能であると考える。

また，福岡北九州高速道路公社についても，個人情報保護条例の実施機関となり得る法人であるが，同公社に対する出資割合は，本市が36.7%であり，福岡県が50%，北九州市が13.3%となっており（平成16年4月1日現在），この出資割合からみた本市の関与の程度を勘案すれば，同公社について，直ちに条例の実施機関とすることは困難であると考えられる。したがって，福岡北九州高速道路公社については，情報公開条例の実施機関とするか否かについて検討した経緯を踏まえながら，福岡県及び北九州市との間で協議を行い，設立団体として適切な対応をとることが望まれる。

なお，地方三公社は，実質的に地方公共団体の一部を構成するとみられるものであることから，地方三公社に関する情報については，行政機関個人情報保護法や情報公開条例の規定に倣って，民間の法人・事業者としてではなく，国，地方公共団体等に関する情報と同様に取り扱うことが適当であり，条例においてもその旨を確認的に明記すべきである。

3 個人情報の定義（第2条第2号関係）

- (1) 法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人に関する情報についても、条例の対象とする個人情報の定義に含まれるが、それが明らかに事業活動に関する情報であると認められるものについては、個人情報としては取り扱わないこととすることが適当である。
- (2) 特定の個人が識別され得ることにより、個人情報であると判断するのが、「他の情報と照合すること」による場合である旨を規定上明確にすることが適当である。
- (3) 死者に関する個人情報についても、条例の対象とする個人情報に含めることが適当である。

[説明]

(1) 法人の役員等に関する情報

現行の条例では、法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人に関する情報（以下「法人の役員等に関する情報」という。）を個人情報の定義から除いていないが、解釈・運用において、法人その他の団体の機関としての情報及び明らかに事業活動に関する情報であると認められるものについては、条例の対象から除くこととしている。

法人の役員等に関する情報は、法人その他の団体等の事業活動に関する情報であると同時に、特定の個人が識別される私人としての個人情報でもあるという二面性を有しており、これを明確に区分することが困難な場合もあることから、個人の権利利益を最大限に保護するという観点から、法人の役員等に関する情報についても、条例の対象とする個人情報の定義に含めることが適当である。

ただし、明らかに法人その他の団体又は個人の事業活動に関して記録された情報であると認められ、私人としての個人情報として保護する意義が薄いものについては、個人情報の収集及び目的外の利用・提供に関する制限の例外事由としたり（第2の1の(3)・第2の3の(2)参照）、非開示情報の類型として法人等に関する情報と同様に取り扱うなど（第3の3の(2)ウ参照）、個人情報としては取り扱わないこととすることが適当である。

(2) 特定の個人が識別され得る場合

現行の条例においては、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を個人情報と定義しているが、いかなる場合に特定の個人が識別され得るものとするかに関しては、明文の定めがなく、解釈・運用において、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人が推測できる場合等としている。

情報公開条例の規定との整合を図るという観点からも、「他の情報と照合すること」による場合である旨を規定上明確にすることが適当である。

(3) 死者に関する個人情報

現行の条例では、死者に関する個人情報を個人情報の定義から除いていないが、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法においては、「生存する個人に関する情報」を個人情報としており、死者に関する情報は含まれていない。これは、開示請求等の権利の主体となり、プライバシーを始めとする権利利益の保護を求めることができるのは、生存する個人であることが理由とされている。

しかしながら、個人情報保護制度の対象としていた生存する個人に関する情報が、本人

の死の時点を境として、保護の対象ではないとして取扱いが異なることは適当ではなく、死者に関する個人情報についても、適正な取扱いを確保する必要があることから、条例の対象とする個人情報に含めることが適当である。

なお、開示請求等の権利の主体に関しては、現行の条例において、死者に関する個人情報であっても、これが同時に遺族等の個人情報でもある場合には、当該遺族等が、自己に関する個人情報として制度上の権利を行使することを認めているところであり、今後も同様の取扱いとすることが適当である（第3の1の(2)参照）。

4 市民の責務（現行条例に規定なし）

個人情報の保護については、実施機関及び事業者の対応のみならず、市民一人ひとりの自覚と認識が必要である。

市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

条例において、新たに市民の責務に関する規定を設けることが適当である。

[説明]

すべての個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われる必要があり、個人情報を取り扱う者は、個人情報の性格及びその重要性を十分認識し、自主的に適正な取扱いをすることで、個人情報の保護に努めることが求められる。このような観点から、個人情報保護法は、個人情報の取扱いについての基本理念（第3条）を規定している。

現行の条例においては、実施機関の責務（第3条）及び事業者の責務（第4条）について定めているが、市民の責務に関する規定は置かれていない。個人情報保護法の基本理念を踏まえれば、市民一人ひとりが、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないように配慮しなければならない。

個人情報の保護については、実施機関及び事業者の対応のみならず、市民一人ひとりの自覚と認識の下に、これらが一体となって進めていく必要があることから、条例において、新たに市民の責務に関する規定を設けることが適当である。

第2 個人情報の取扱い

1 個人情報の収集に関する制限（第5条関係）

個人情報の収集に関する制限については、基本的に現行の制度を維持することとするが、さらに新たな規制を加えて、次のような規定とすることが適当である。

- (1) 個人情報の収集は、事務事業の遂行上必要な場合に限り、その利用目的を特定した上で、利用目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。
- (2) 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (3) 原則として、個人情報は本人から収集しなければならない。本人外収集の制限に関する例外事由については、現行の条例の規定を基本とし、これまでの運用状況を踏まえて、より適切な要件を定める。
- (4) 思想、信条等に関する個人情報（センシティブ情報）は、原則として、収集してはならない。
- (5) 本人から直接書面等に記録された個人情報を収集するときは、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

[説明]

実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護するためには、まずは、最初に個人情報を取り扱う収集の段階において、厳格な規制をする必要がある。

したがって、個人情報の収集に関する制限については、基本的に現行の制度を維持することとするが、さらに新たな規制を加えて、次のような規定とすることが適当である。

なお、実施機関が個人情報を取り扱う端緒は、「収集」に限られず、実施機関自らが作成する場合もあることから、他の規定との整合を図る必要性も考慮しつつ、行政機関個人情報保護法第3条のように、作成、取得及び維持管理を含めた「保有」の概念を取り入れて、これを規制する規定について検討することも考えられる。

(1) 利用目的の明確化と目的達成に必要な範囲内での収集（第1項関係）

個人情報の収集に関する利用目的による規制は、個人情報の適正な取扱いの第一歩であり、その後の個人情報の利用・提供に関する制限の基礎となるものである。

したがって、個人情報の収集は、実施機関が所掌する事務事業を遂行するため必要な場合に限り、その利用目的をできる限り個別・具体的に特定した上で行わなければならない。また、個人情報は、特定された利用目的の達成に必要な範囲内で収集しなければならないが、不必要な個人情報を収集してはならないことは、現行の条例のとおりである。

(2) 適法かつ公正な手段による収集（第2項関係）

個人情報保護法第17条は、個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない旨を規定しているが、行政機関個人情報保護法には、これに対応する規定がない。これは、行政機関が、適法・適正な方法で個人情報を取得すべきことは当然であり、その職員については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第98条で法令に従う義務が規定されるなど、そのことは明確にされており、改めて規定する必要はないと考えられたことによる。

一方、条例の実施機関の職員に関しては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32

条で法令に従う義務が規定されているが、特別職の職員や、新たに実施機関とすべき地方三公社（第1の2の(2)参照）の役員及び職員は、同法の規定の適用を受けないことから、これらの者に対する規制が必要となる。

したがって、現行のとおり、個人情報の収集は、適法かつ公正な手段により行わなければならないことについて、条例に明文の規定を置いておくことが適当である。

(3) 個人情報の本人外収集の制限（第3項関係）

本人が自己の個人情報の取扱いに対して関与することができるよう、現行のとおり、原則として、個人情報は本人から収集しなければならないことについて、条例に規定しておくことが適当である。

また、個人情報の本人外収集の制限に関する例外事由については、個人の権利利益の保護のためには、できる限り明確に規定しておくことが求められるが、現行の条例の規定を基本とし、これまでの運用状況を踏まえて、必要に応じてより適切な要件を定めるべきである。

(4) センシティブ情報の収集制限（第4項関係）

行政機関個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いに関して、個人情報の種類による規制は設けられていないが、個人情報保護法は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとしており（第6条）、本市が、個人情報の性質等に応じた特別の保護措置を講じることは、同法第5条の趣旨からも問題はないと考えられる。

思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報（いわゆるセンシティブ情報）については、特に個人の人格的な権利利益と密接に関わるものであり、重大な権利利益の侵害につながるおそれもあるため、その適正な取扱いを厳格に確保する必要があることから、現行のとおり、これらのセンシティブ情報は、原則として、収集してはならないことについて、条例に規定しておくことが適当である。

また、センシティブ情報の収集制限に関する例外事由については、現行のとおり、法令若しくは条例に定めがあるとき、又は個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるときに限定することが適当である。

(5) 書面等により個人情報を収集する際の利用目的の明示

(1)のとおり、個人情報の収集は、その利用目的をできる限り個別・具体的に特定した上で行わなければならないが、本人が自己の個人情報の取扱いに対して関与するためには、当該特定された利用目的について、本人が認識することができるようにする必要がある。

現行の条例では、収集目的の明確化について規定し、その運用において、文書又は口頭によるもののほか、間接的に行う方法等により、相手方に対して収集目的を明示することとしており（第5条第1項）、また、個人情報取扱事務の届出に係る個人情報目録を閲覧することにより、当該事務の目的を認識することができるようになっているが（第6条）、実施機関の責務として、本人に対してより確実に利用目的を明示できる場合の規定を整備すべきである。

したがって、実施機関が、本人から直接、書面又は電磁的記録に記録された当該本人の個人情報を収集する場合は、容易にその利用目的を明らかにすることができるのであるか

ら、利用目的を明示することにより実施機関の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、利用目的を明示する実益に乏しいとき等を除いて、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない旨を規定することが適当である。

2 個人情報取扱事務の届出（第6条関係）

(1) 個人情報取扱事務の届出制度

個人情報取扱事務の届出については、基本的に現行の制度を維持することが適当であるが、制度の趣旨が十分に実現できるよう、届出の対象となる事務をよりきめ細かく分類するなど、市民に分かりやすく利用しやすいものとする必要がある。

(2) 個人情報目録の公表の方法

個人情報目録については、個人情報の開示の請求等の窓口に加え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットを利用する方法により公表することが適当である。

[説明]

(1) 個人情報取扱事務の届出制度

現行の条例では、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始し、廃止し、又は変更するときは、市長に一定の事項を届け出て、市長が当該届出に係る事項を記載した目録（以下「個人情報目録」という。）を一般の閲覧に供することとされており、平成15年度末現在で、555件の個人情報取扱事務の届出がなされている。

個人情報取扱事務の届出は、条例運用の統一性及び条例適合性を確保する観点から、当該事務の内容を事前にチェックするものであり、また、個人情報目録の閲覧は、市民が自己に関する個人情報の取扱いの状況等を把握するとともに、開示の請求等をする場合の検索に利用するためにも有効なものである。

一方、行政機関個人情報保護法では、行政機関が電子計算機処理に係る個人情報ファイル（一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成した情報の集合物）を保有するときは、総務大臣に一定の事項を通知するとともに、その保有する個人情報ファイル（電子計算機を用いない手作業による処理（マニュアル処理）に係る個人情報ファイルを含む。）について、帳簿を作成し、公表することとされている（第10条及び第11条）。

現行の条例における個人情報取扱事務の届出制度は、データベースや台帳等の体系的に構成された個人情報に限らず、原則として、特定の個人を検索し得るすべての事務を対象としており、また、当該届出書には、個人情報が記録された主な公文書の名称が記載され、実質的に当該事務に係る個人情報ファイルを把握することができるようになっている。

したがって、実施機関における個人情報の取扱いの状況等について全般的に把握するためにも、届出の対象は、現行のとおり個人情報を取り扱う事務単位とすることが市民にとっても有用であり、基本的に現行の制度を維持することが適当である。

しかしながら、実際に個人情報目録に記載された個人情報取扱事務の内容をみると、かなり大まかに区分された包括的な事務として把握されているものが多く、さらには最新の情報に更新されていないものも見受けられるところである。したがって、市民が自己に関する個人情報の所在を容易に把握し、その利用の実態をよりの確に認識することが可能と

なるよう、届出の対象となる事務をよりきめ細かく分類するなど、市民に分かりやすく利用しやすいものとする必要がある。個人情報保護制度の見直しに当たっては、改めて全庁的な調査を実施するなど、その内容を充実するための改善に努めることを要望するものである。

(2) 個人情報目録の公表の方法

個人情報目録については、現行の条例でも一般の閲覧に供することとしているが、市民のアクセスの利便を考慮し、より実効性のある手段により情報提供を行うことが適切であることから、個人情報の開示の請求等の窓口に加え、インターネットを利用する方法により公表することが適当である。

3 個人情報の利用及び提供に関する制限（第7条関係）

個人情報の目的外の利用・提供に関する制限については、基本的に現行の制度を維持することとするが、さらに規定の明確化と適正かつ厳格な運用を図るという観点から、次のような改正を行うことが適当である。

- (1) 個人情報の利用・提供に関する制限の例外事由に該当する場合であっても、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、個人情報の目的外の利用・提供は認められないこととする。
- (2) 個人情報の利用・提供に関する制限の例外事由については、現行の条例の規定を基本とし、これまでの運用状況を踏まえて、より適切な要件を定める。
- (3) 実施機関以外の者に個人情報を提供する場合は、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用目的、利用方法等に関する制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講じることを求める旨を明記する。

[説明]

個人の権利利益を保護するため、個人情報の利用、提供その他の取扱いは、当該個人情報の利用目的の範囲内で行われなければならない。一方で、市民の負担を軽減し、又は市政の効率的な執行を確保する必要があるため、個人情報を利用目的以外の目的で利用し、又は提供することが、本人又は公共の利益の増進につながるような場合には、目的外の利用・提供を認めることが合理的である。

したがって、個人情報の目的外の利用・提供に関する制限については、基本的に現行の制度を維持することとするが、さらに規定の明確化と適正かつ厳格な運用を図るという観点から、次のような改正を行うことが適当である。

(1) 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合の制限

現行の条例では、個人情報の利用・提供に関する制限の例外事由に該当する場合には、個人情報を利用目的以外の目的で利用し、又は提供することが認められるが、実施機関にその利用・提供が義務付けられるわけではない。

したがって、当該例外事由に該当する場合であっても、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、個人情報を利用目的以外の目的で利用し、又は提供することは認められないこととするのが適当である。

(2) 個人情報の利用・提供に関する制限の例外事由

個人情報の利用・提供に関する制限の例外事由については、個人の権利利益の保護のためには、できる限り明確に規定しておくことが求められるが、現行の条例の規定を基本とし、これまでの運用状況を踏まえて、必要に応じてより適切な要件を定めるべきである。

この例外事由については、個人情報を目的外に利用・提供することにより生じる個人の権利利益の侵害のおそれ（侵害の有無及びその程度）と、その利用・提供により得られる本人又は公益上の便益を比較衡量して、合理的な要件として定めるとともに、当該要件に該当するか否かの判断は、慎重かつ客観的に行われなければならない。

(3) 個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

現行の条例では、その運用において、市の機関以外の者に個人情報を提供する場合は、個人情報が不適正に取り扱われることがないように、提供の相手方に対し、提供に係る個人情報の使用目的、使用方法その他必要な事項について、相手方と覚書を取り交わすなど、必要な措置を講じなければならないこととしているが、明文の規定がない。

個人情報の提供を受ける者には、国の行政機関、他の地方公共団体など、個人情報の保護に関して法律又は条例による規制が設けられているものも含まれるが、そのような規制が十分でない第三者もあることから、実施機関としては、条例に基づき、当該提供を受ける者に対し、当該個人情報の適正な取扱いの確保を求める責務がある。

したがって、実施機関以外の者に個人情報を提供する場合は、必要に応じて、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、第三者への再提供の制限など、その利用目的、利用方法等に関する制限を付し、又はその漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることを求める旨を明記することが適当である。

4 電子計算組織の結合に関する制限（第8条関係）

本市の機関以外のものとの間における通信回線による電子計算組織の結合（オンライン結合）による個人情報の提供に関する制限については、現行の制度を維持することが適当であるが、オンライン結合に当たっては、個別の事案に応じた適切なセキュリティ対策と緊急時の対策を講じる必要がある。

[説明]

本市の機関以外のものとの間における通信回線による電子計算組織の結合（オンライン結合）は、行政事務の効率的な執行と市民サービスの向上に大きく資するものであるが、一方で、市の機関以外のものが、本市が保有する個人情報の検索等を行うことが可能となるだけでなく、外部の者がネットワークを介して個人情報に不正にアクセスするおそれが否定できないなど、個人情報の保護という観点から危険を増大させる面がある。

本市においても、住民基本台帳ネットワークシステムへの接続を始め、様々な分野で情報通信技術を活用した行政情報のネットワーク化が進展しており、今後、オンライン結合による個人情報の提供が必要となる場面が増えていくことが予想される。

したがって、個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による個人情報の提供を禁止するという、現行の制度を維持することが適当である。

また、本市が保有する個人情報の保護を徹底するためには、たとえ法令に基づくオンライ

ン結合等であっても、個別の事案に応じて、オンライン結合を行うシステムにおいて適切なセキュリティ対策を講じるとともに、不測の事態が生じたときは直ちに結合を停止するなど、緊急時の対策を講じておく必要がある。

5 適正な維持管理に関する措置（第9条関係）

- (1) 安全確保の措置、正確性の確保及び不要な個人情報の廃棄・消去に関する規定については、必要かつ不可欠なものであることから、その内容を特に改める必要はないが、個人情報の適正な維持管理をより徹底させるため、これまで以上に物理的・人的・技術的なセキュリティ対策を適切に講じていく必要がある。
- (2) 個人情報の適正な維持管理に関しては、個人情報保護審議会が、セキュリティ対策の実施状況等について、実施機関に対して報告を求めたり、意見を述べるができることとすべきである。

[説明]

(1) 個人情報の漏えい、滅失、き損等は、個人の権利利益の侵害につながるおそれがあることから、実施機関は、これらの事態を防止するために、その保有する個人情報を適正に維持管理しなければならない。また、実施機関が保有する個人情報に誤りがあり、又は更新されていないため事実と異なる場合には、本人が様々な行政サービスを適正に受け取ることができなかつたり、本人に対して誤った行政処分がなされるおそれもあることから、これを利用目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新の情報に保つ必要がある。さらに、保存する必要がなくなった個人情報については、漏えいや不適正な取扱いがなされないよう、确实かつ速やかに廃棄し、又は消去することが求められる。

本市においては、福岡市情報セキュリティポリシー（平成15年8月制定。以下「セキュリティポリシー」という。）を始めとするセキュリティ対策に関する規程が整備され、また、個人情報が記録された文書の廃棄についての配慮がなされるなど、個人情報の適正な維持管理のための具体的な措置が講じられているところであるが、特に、電子計算機処理に係る個人情報については、近年の情報通信技術の進展の状況を踏まえて、現状に適合した適切なセキュリティ対策がなされるよう、絶えず改善を図っていく必要がある。

したがって、安全確保の措置、正確性の確保及び不要な個人情報の廃棄・消去に関する規定については、個人の権利利益を保護するために必要かつ不可欠なものであることから、その内容を特に改める必要はないが、個人情報の適正な維持管理をより徹底させるため、これまで以上に物理的・人的・技術的なセキュリティ対策を適切に講じていく必要がある。

具体的には、セキュリティポリシーに定めるように、情報システムを設置する施設への不正な立入りを防止する等の物理的な対策、個人情報の保護に関する職員等の意識啓発を図る等の人的な対策、特定の個人情報にアクセスできる者の範囲を限定する等の技術的な対策とともに、情報システムの監視を行い、緊急時の対応について必要な事項を定めるなど、その運用面におけるセキュリティ対策を講じることにより、個人情報の厳正な利用及び管理を徹底すべきである。

(2) 個人情報の適正な維持管理に関しては、個人情報保護審議会が、セキュリティ対策の実

施状況等について、実施機関に対して報告を求めたり、意見を述べるができることとすべきである。

6 個人情報を取り扱う業務の外部委託（第10条関係）

個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合については、実施機関のみならず、受託者及び受託業務の従事者に対しても、個人情報の適正な管理のため、次のような責務を課すことが適当である。

- (1) 実施機関は、委託に関する契約書等に、個人情報の保護に関する受託者の責務その他必要な事項を明記するとともに、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない責務がある旨を条例上明記する。
- (2) 受託者（再委託を受けた者を含む。）は、実施機関と同様に、個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（再委託に関して(1)の措置を含む。）を講じなければならないこととする。
- (3) 受託業務の従事者（再委託に係る業務の従事者を含む。）は、実施機関の職員と同様に、業務を遂行する上で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととする。

[説明]

個人情報を取り扱う業務を外部に委託することは、行政事務の効率的・効果的な執行という観点から広範に実施されているところであるが、その委託業務の内容は、単なる個人情報のデータ処理のみならず、各種調査の実施、公の施設の管理運営など様々なものがあり、当該委託先において多くの個人情報が取り扱われている。

現行の条例では、個人情報の取扱いを伴う業務を外部委託する場合については、実施機関に対し、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならないこととしているが、受託者及び受託業務の従事者に対しても、直接に、個人情報の適正な管理のために必要な責務を課すことが適当である。

(1) 実施機関の責務

現行の条例では、その運用において、個人情報の取扱いを伴う業務を外部委託する場合は、当該委託に関する契約書等に、委託の趣旨・目的に応じて、個人情報の秘密保持義務、再委託の禁止又は制限、指定目的以外の使用及び第三者への提供の禁止その他個人情報の保護に関する事項を明記することとしているが、当該措置は、外部委託に関する基本的な事項として、条例に規定することが望ましい。

また、委託に関する契約書等には、これらの個人情報の保護に関する規定に違反した場合には、契約の解除をすることができる旨も規定されるが、個人の権利利益が侵害されることを未然に防止するためには、事後的な対応のみならず、予防的な措置として、当該契約の内容が確実に遵守されているかどうかを常に監督することが重要である。

したがって、実施機関は、外部委託に係る個人情報を保護するために必要な措置として、委託に関する契約書等に、個人情報の保護に関する受託者の責務その他必要な事項を明記するとともに、委託先における個人情報の管理体制をチェックしたり、必要な調査をし、又は報告を求めるなど、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない責務

がある旨を条例上明記することが適当である。

なお、個人情報の取扱いを伴う業務の外部委託に係る実施機関の責務は、個人情報の適正な管理のための必要な措置（条例第9条第1項）に含まれるという考えもあるが、外部委託により個人情報が実施機関の管理外に置かれるという事態を重視し、委託者としての責務を果たすという観点から、現行の条例のように、外部委託に関する規定を置いた上で、委託先の監督等について特に明記することが適当である。

(2) 受託者の責務

最近では、個人情報を取り扱う業務を外部に委託した場合に、その業務の委託先又は再委託先から個人情報が漏えいする事件等が発生しており、市民の間には、委託先において個人情報が不適正に取り扱われることにより、個人の権利利益が侵害されるおそれも懸念されているところである。

現行の条例では、個人情報の取扱いを伴う業務の受託者の責務は、委託に関する契約書等の内容により具体化されることとなっているが、当該責務は、あくまでも契約の当事者である実施機関と当該受託者との関係におけるものであって、実際に権利利益が侵害されるおそれがある市民にとっては、十分なものではないと考えられる。

したがって、個人情報を取り扱う業務の受託者（再委託を受けた者を含む。以下同じ。）においては、実施機関と同様に、安全確保の措置を講じることが求められることから、受託者に対して、委託を受けた業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（受託者が再委託をする場合には、実施機関における外部委託に関する措置を含む。）を講じなければならない旨の責務を課することが適当である。

(3) 受託業務の従事者の責務

個人情報を取り扱う業務を外部に委託した場合において、委託先における個人情報の適正な取扱いを担保するためには、受託者に対して義務を課すのみならず、実際に個人情報を取り扱う受託業務に従事している者（再委託に係る業務に従事している者を含む。以下同じ。）が、個人情報を漏えいする等の不適正な取扱いをしないよう規制することが求められる。

したがって、個人情報を取り扱う受託業務に従事している者（従事していた者を含む。）に対しても、実施機関の職員と同様に、業務を遂行する上で知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨の責務を課することが適当である（第2の7参照）。

7 実施機関の職員の義務（現行条例に規定なし）

個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員及び職員であった者に対して、職務上知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨の責務を課することが適当である。

[説明]

個人情報の適正な管理のために実施機関が講ずべき安全確保の措置には、物理的・技術的なもののほか、人的なセキュリティ対策として、実施機関の職員に対するものも含まれる。

個人情報の保護に関する職員の意識の向上を図るため、制度の内容を周知し、研修を実施すること等が考えられるが、個人情報のより一層適正な取扱いを担保し、市民の信頼を確保するためにも、条例において、実施機関の職員に対する責務規定を設けることが適当である。

実施機関の職員のうち、一般職の職員については、地方公務員法上の守秘義務に関する規定が適用されるが、当該守秘義務は、職務上知り得た秘密（一般的に了知されていない事実であって、それを了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられる実質的・秘密）について、一般職の職員又は職員であった者を対象とするものである。これに対して、条例において保護すべき個人情報は、その秘密性を問わないすべての個人情報であり、実施機関において、特別職を含むすべての職員等によって取り扱われているものである。

したがって、地方公務員法の守秘義務とは別に、同法上の一般職のほか、特別職の職員を含めて、個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員及び職員であった者に対して、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨の責務を課すことが適当である。

なお、条例の当該責務規定に反する行為は、一般職の職員にあっては、地方公務員法に基づく懲戒処分の事由となり得るものである。

第3 個人情報の開示，訂正又は削除及び利用停止等の請求

1 本人以外の者からの開示の請求（第11条第2項関係）

(1) 代理人による開示の請求

本人に代わって開示の請求ができる者の範囲については，現行のとおりとすることが適当であって，任意の代理人による請求を認めることは，適当ではない。

(2) 死者に関する個人情報の開示請求権者

死者に関する個人情報については，現行のとおり，死者本人の近親者に限り，開示の請求をすることができるが，本人と当該近親者との関係を確認した上で，開示の請求に係る個人情報の性格や内容に応じて慎重に判断することが必要である。

(3) 開示の請求に係る本人の意思の確認

本人に代わって開示の請求がなされる場合における本人の意思の確認は，開示の請求の段階ではなく，本人の権利利益を保護するために開示できない「開示請求者（本人）に関する情報」（第3の3の(2)ア）に該当するかどうかを判断する中で，必要に応じて行うこととすることが適当である。

[説明]

(1) 代理人による開示の請求

現行の条例では，本人に代わって開示の請求ができるのは，未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び保佐人，補助人又は任意後見人（以下「法定代理人等」という。）に限定しており，任意の代理人による開示の請求（以下「任意の代理請求」という。）は認めていない。任意の代理請求については，個人情報保護法ではこれを認めているが，行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法ではこれを認めていない。

個人情報保護法における開示制度は，個人情報取扱事業者という民間部門を対象としたものであって，公的部門においては，より一層慎重な個人情報の取扱いが求められることからすれば，本人に代わって開示の請求ができる者の範囲についても，行政機関個人情報保護法の規定を参考として，より厳格に設定すべきであると考えらる。

なお，保佐人，補助人又は任意後見人については，高齢社会への対応及び知的障がい者等の福祉の充実の観点から，家庭裁判所の審判又は任意後見契約により付与されている代理権の範囲内に限定して本人に代わって開示の請求をすることを認めているのであって，合理的な理由がある。

したがって，本人に代わって開示の請求ができる者の範囲については，成年後見制度による代理人を含めて，現行のとおりとすることが適当であって，広く任意の代理請求を認めることは，不正な手段による開示の請求がなされたり，代理人によって権利が濫用されるなど，本人の権利利益の保護に欠けるおそれがあることから，適当ではない。

(2) 死者に関する個人情報の開示請求権者

死者に関する個人情報について，条例の対象とする個人情報に含めることが適当である旨は，第1の3の(3)で述べたとおりである。また，現行の条例の解釈・運用においては，死者に関する個人情報を近親者の個人情報に含めて取り扱うことができるものとし，その近親者として，配偶者，子，父母及びこれらに準じる者に限って，開示の請求をすること

ができるとしており、基本的には、今後も同様の取扱いとすることが適当である。

ただし、近親者であれば、死者に関する個人情報のすべてについて開示の請求ができる
と形式的に判断することは適当ではない。開示の請求に係る死者に関する個人情報が、社
会通念上、近親者自身の個人情報とみなし得るほど密接な関係があるものに限って、近親
者自身の個人情報と解することができるのであるから、死者本人と当該近親者との関係
を確認した上で、当該個人情報の性格や内容に応じて慎重に判断することが必要である。

(3) 開示の請求に係る本人の意思の確認

現行の条例では、法定代理人等が本人に代わって開示の請求をすることを認めているが、
本人の権利利益の保護のため、本人が当該開示の請求に反対の意思を表示したときは、当
該請求をすることはできないこととなっている。

しかしながら、開示の請求に係る個人情報の性格や内容からみて、本人の意思を確認す
る必要がないことが明らかな場合も多く、また、本人にとっても、法定代理人等からの開
示の請求に対して、当該請求に係る個人情報の具体的な内容を確認しないままに意思を表
示することは困難である場合も考えられる。さらに、本人の年齢や精神上的障害から、本
人が判断能力を欠き、又はその判断能力が不十分である場合には、本人の意思の確認が事
実上不可能又は困難なことが想定される。以上のようなことから、実務上も、法定代理人
等から開示の請求があった段階で、本人の意思の確認を積極的に行っているものではない。

本人が未成年者である場合の親権者からの開示の請求について言えば、親権者は、子の
監護及び教育をする権利を有し、義務を負うものであるから、当該開示の請求自体を制限
することは、現実的には困難であると考えられる。さらに、一定年齢以上の未成年者につ
いては、親権者からの開示の請求を認めないとするとも考えられるが、そのような制限
は、精神上的障害により当該未成年者に意思能力がない場合など、かえって個別の請求事
例に適切に対応できない可能性があり、仮に、条例の運用に委ねるとした場合には、手続
の透明性と公正性を損なうおそれもある。さらには、本人の権利利益が侵害されるおそれ
があるのは、本人の意思が確認されないまま、本人の意思に反して実際に個人情報が開示
された場合であって、開示の請求がなされる段階ではないということもできる。

したがって、本人に代わって開示の請求がなされる場合における本人の意思の確認は、
開示の請求の段階ではなく、むしろ個別・具体的な個人情報の性格や内容を考慮して、本
人の権利利益を保護するために開示できない「開示請求者（本人）に関する情報」（第3
の3の(2)ア）に該当するかどうかを客観的かつ慎重に判断する中で、必要に応じて行う
こととすることが適当である。

2 開示請求書の補正等（現行条例に規定なし）

実施機関は、開示請求書の記載が不十分な場合には、その補正を求めることができる
旨を規定すべきである。

また、実施機関が補正を求めるに当たっては、請求に係る個人情報の特定に資する情
報など、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない旨を規定するこ
とが適当である。

[説明]

個人情報の開示の請求は、個人情報を特定するために必要な事項等を記載した請求書を提出してしなければならないが、開示請求書の記載が不十分な場合など、開示請求書に形式上の不備があることも想定される。条例に基づく個人情報の開示の請求は、福岡市行政手続条例（平成7年福岡市条例第56号。以下「行政手続条例」という。）上の申請に該当し、行政手続条例第7条の規定が適用されることとなるが、形式上の要件に適合しない申請に対しては、原則として補正を求めるべきであるとしている。

したがって、開示請求書に形式上の不備がある場合については、行政手続条例第7条の趣旨を確認する意味で、実施機関は、開示請求者に対し、相当の期間を定めて補正を求めることができることとし、その旨を条例に規定すべきである。

また、補正に要する日数については、開示決定等をすべき期間の計算に含まれないと解されるところであるが、その旨を規定上も明らかにしておくことが適当である。

一般に、個人情報の開示の請求をしようとする者にとって、請求に係る個人情報を明確に特定することは困難な場合が多いものと考えられる。したがって、実施機関が補正を求めるに当たっては、請求に係る個人情報が記録されている公文書の内容その他の当該個人情報の検索及び特定に資するための情報を提供するなど、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない旨を規定することが適当である。

なお、形式上の不備がある請求について、実施機関が補正を求めることができる旨の規定は、個人情報の訂正又は削除の請求及び利用停止等の請求についても必要なものであり、これらの請求に関する規定においても、その旨を明らかにしておくことが適当である。

3 開示の基準等（第11条第3項関係）

(1) 原則開示の義務

実施機関は、開示の請求があった個人情報について、非開示情報が含まれている場合を除き、開示する義務がある旨をより明確にするよう規定を改めるべきである。

(2) 非開示情報の類型

非開示情報については、より具体的かつ合理的な基準として類型化すべきであり、情報公開制度との整合を図る必要性からも、情報公開条例に定める非公開情報の規定の趣旨を踏まえながら、適切な基準を設けることが適当である。

具体的には、現行の条例の規定を見直し、次のような類型を設けるべきである。

- ア 開示請求者（本人）に関する情報
- イ 開示請求者（本人）以外の個人に関する情報
- ウ 法人等に関する情報
- エ 公共の安全等に関する情報
- オ 審議、検討等に関する情報
- カ 行政運営情報
- キ 法令秘情報

なお、非開示情報の基準を設けるに当たっては、本人に代わって開示の請求をした者と本人との間で利益が相反する場合もあることから、本人の権利利益を保護するための十分な配慮が必要である。

[説明]

(1) 原則開示の義務

個人情報の開示の請求は、本人が自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認するために認められた権利であり、実施機関は、開示の請求があったときは、当該個人情報に非開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対して開示する義務を負うものであって、制度上は、原則開示の枠組みである。

現行の条例では、開示の請求に係る個人情報が非開示情報に該当するときは、「個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる」旨の規定となっているが、当該規定は、開示の請求があった個人情報が非開示情報のいずれかに該当する場合に限って、例外的に当該個人情報を開示しないことができる権限を与えた趣旨であって、当該個人情報を開示しないことについて、実施機関に裁量権を付与したものではない。

したがって、このような原則開示の義務について、条例上より明確にするよう規定を改めるべきである。

(2) 非開示情報の類型

個人情報の開示の請求に対して、例外的に非開示とする情報を定めるに当たっては、開示する範囲をできる限り広げる観点から、開示することによって得られる利益と非開示とすることによって保護される利益とを事案に応じて適切に比較衡量する仕組みを取り入れる必要がある。この場合、個人情報に関しては、本人に対して自己に関する個人情報を非開示とすることと、他人の個人情報を非開示とすることにより保護される利益の差異にも留意しなければならない。

また、情報公開制度において一般に公開される情報が、個人情報保護制度において非開示とされることは適当でなく、一方、情報公開制度及び個人情報保護制度を通じて、一般に公開することも特定の者に開示することもできない情報もあると考えられる。したがって、条例に定めるべき非開示情報については、情報公開制度との整合を図る必要性からも、情報公開条例に定める非公開情報の規定の趣旨を踏まえながら、適切な基準を設けることが適当である。

以上のことから、非開示情報については、現行の条例の規定を見直し、より具体的かつ合理的な基準として、次のような類型を設けるべきである。

ア 開示請求者（本人）に関する情報（第3号関係）

条例第11条第3項第3号は「個人の評価、判定、診断、指導、相談、選考等に関する個人情報であって、開示しないことが正当と認められるもの」について、非開示情報として定めているが、この「個人」には、規定上は、開示請求者（本人）のみならず開示請求者以外の第三者も含まれている。

個人情報の開示の請求は、本人が自己に関する個人情報の開示を求めるものであって、当該個人情報は開示請求者（本人）にしか開示されないのであるから、非開示情報の基準を設けるに当たっては、情報公開制度とは異なり、本人に関する個人情報と本人以外の第三者に関する個人情報とを分けて考える必要がある。

したがって、本人以外の第三者に関する個人情報については、イで判断することとし、まずは、本人に関する個人情報であっても、本人の権利利益を保護するために開示できない情報について基準を設ける必要がある。そして、自己に関する個人情報であるにもかかわらず、例外的に非開示とされる情報については、その基準ができるだけ限定的か

つ具体的に規定されることが望ましい。

条例第11条第3項第3号の「評価、判定、診断、指導、相談、選考等に関する個人情報」は、そのような非開示情報と判断されることが多い典型的な例を示しており、「開示しないことが正当と認められるもの」との規定は、何が正当と認められるのかは、当該個人情報の性格及び内容に応じて個別・具体的に判断されるのであって、解釈に委ねざるを得ないところである。したがって、基本的には、現行の規定の趣旨を生かしながら、本人の権利利益を保護するために開示できない情報について規定することが適当である。

なお、本人に代わって開示の請求をした者（以下「代理請求者」という。）に対して本人の個人情報を開示する場合、本人と代理請求者との間で利益が相反することがあり得る。例えば、未成年者の親権者から未成年者本人に関する個人情報について開示の請求があった場合、未成年者本人にとっては、一定年齢に達すれば、親権者であっても、又は親権者であるからこそ知られたくない情報もあり、そのような場合には、未成年者本人の権利利益の保護のためには、親権者に対しても開示しないことが適当である。現行の条例の解釈においても、代理請求者に開示することにより本人の正当な利益を侵すことが明らかであるときは、条例第11条第3項第2号に該当するとしているが、この点について、本人の権利利益を保護するために開示できない「開示請求者（本人）に関する情報」の中で、本人の権利利益が代理請求者に対しても保護されることを規定上明確にすることが適当である。

本人の権利利益を侵すこととなるかどうかについては、本人と代理請求者との関係、開示の請求に係る個人情報の性格や内容に応じて、例えば、未成年者が一定年齢以上の場合にはその意思を確認するなど、実施機関において客観的かつ慎重に判断し、適切な運用に努めることが求められる。

イ 開示請求者（本人）以外の個人に関する情報（第2号関係）

条例第11条第3項第2号は、「開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの正当な利益を侵すことになると認められるもの」について、非開示情報として定めている。この「開示請求者以外のもの」とは、本人以外の第三者（代理請求者が開示の請求をする場合にあっては、当該代理請求者以外の者で、当該本人を含む。ただし、この答申では、本人に関する情報は、アで判断することとする。）を指すのであるが、当該第三者には、個人及び法人その他の団体（以下「法人等」という。）が含まれる。そして、同号により非開示とされるのは、当該第三者の「正当な利益」を侵すことになると認められるものであるが、何が「正当な利益」に該当するのかについては、具体的に規定されていない。

非開示とすることで保護されるべき「正当な利益」とは、一般的に、個人にあってはプライバシーを始めとする人格的・財産的な権利利益であり、法人等にあっては権利、競争上の地位その他の事業活動の自由である。このように、個人及び法人等の違いによって、保護されるべき「正当な利益」は大きく異なるのであるから、非開示情報の基準を設けるに当たっては、これらを区別して類型化することが適当である。

したがって、「開示請求者以外のもの」に関する情報のうち、法人等に関する情報については、ウで判断することとし、ここでは、開示請求者（本人）以外の個人に関する情報について、当該個人の「正当な利益」を保護するために非開示情報の基準を設ける

必要がある。この場合、当該基準は、基本的に、個人のプライバシーを最大限に保護するために情報公開制度において非公開とされる個人情報と一致するはずであるから、情報公開条例第7条第1号の趣旨を踏まえる必要がある。

ただし、情報公開条例第7条第1号は、いわゆる「個人識別型」の個人情報を非公開情報として定めているが、個人情報の開示制度は、開示請求者（本人）に対してのみ情報を開示するものであるから、本人が、当該識別される個人（第三者）と特別の関係にある等の事由により既に知っており、かつ、そのことが社会通念上相当であると認められる第三者に関する個人情報については、特段の事情がない限り、これを開示することにより、当該第三者の「正当な利益」を侵すおそれはないと考えられる。したがって、本人が自己の個人情報の開示を求める権利を十分に保障し、開示の範囲を広げる観点からも、このような第三者に関する個人情報については、非開示情報には含まれないと解することが相当であって、その旨を条例の規定上又は解釈において明らかにすべきである。

ウ 法人等に関する情報（第2号関係）

「開示請求者以外のもの」に関する情報のうち、法人等に関する情報について、当該法人等の「正当な利益」を保護するために設ける非開示情報の基準は、基本的に、法人等の権利、競争上の地位その他の事業活動の自由を保護するために情報公開制度において非公開とされる法人等に関する情報と一致するはずであるから、情報公開条例第7条第2号の趣旨を踏まえて、適切な基準を設ける必要がある。

エ 公共の安全等に関する情報（第4号関係）

開示することにより、市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、開示の請求をした者に限らず、誰に対しても一般的に公にできないものとして、情報公開制度においても非公開とされる情報である。情報公開制度との整合を図る必要性からも、情報公開条例第7条第3号に合わせて規定を整備することが適当である。

オ 審議、検討等に関する情報（現行条例に規定なし）

情報公開条例第7条第4号は、市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの等について、非公開情報として定めている。このような情報については、行政機関の適正な意思決定を確保する観点から、個人情報保護制度においても開示できないものであることから、情報公開制度との整合を図る必要性からも、情報公開条例第7条第4号と同様の規定を新たに設けることが適当である。

カ 行政運営情報（第6号関係）

条例第11条第3項第6号は、「調査、争訟、交渉、取締り、監督、立入検査等に関する個人情報であって、開示することにより、事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの」について、非開示情報として定めているが、その表現がかなり概括的・抽象的であるため、解釈によっては、非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。

行政運営情報については、情報公開制度との整合を図る必要性からも、情報公開条例第7条第5号と同様に、開示することにより、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすお

それがあつ事務又は事業を可能な範囲で類型化し、当該事務又は事業の性質に応じた支障の内容を具体的に例示するなど、非開示情報に該当する要件がより限定的・具体的になるよう規定を整備することが適当である。

キ 法令秘情報（第1号関係）

条例第11条第3項第1号は、いわゆる法令秘情報について、非開示情報として定めている。法令若しくは他の条例の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関からの指示により、開示することができないと認められる情報については、これらの規定又は指示に反して、この条例により開示することができないことは当然であるから、確認的に、非開示情報として基準を設けておくことが適当であり、情報公開条例第7条第6号の趣旨を踏まえて、規定を整備することが適当である。

ク 国等との信頼関係に係る情報（第5号関係）

条例第11条第3項第5号は、「市と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であつて、開示することにより、これらの者との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれがあるもの」について、非開示情報として定めている。情報公開条例による改正前の福岡市情報公開条例（昭和63年福岡市条例第3号）においても、同様の非公開情報が規定されていたが、当該規定については、要件が抽象的であり、主観的な運用がなされるおそれがあること、地方分権の観点からみても適切ではないこと等を理由として、情報公開条例においては削除されている。

したがつて、仮に、実質的に開示できない情報であれば、他の非開示情報に該当すると判断することが可能なはずであるから、情報公開制度との整合を図る必要性からも、条例第11条第3項第5号については、削除することが適当である。

4 部分開示（現行条例に規定なし）

開示の請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、部分開示の仕組みを活用することにより、できる限り開示の範囲を広げる観点から、実施機関には、部分開示をする義務がある旨を規定上明確にすることが適当である。

[説明]

開示の請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合における部分開示の仕組みは、現行の条例第13条に盛り込まれているが、この部分開示の仕組みを活用することにより、できる限り開示の範囲を広げる観点から、実施機関には、開示の請求に対して原則開示の義務があることを踏まえて、部分開示をする義務がある旨を規定上明確にすることが適当である。

情報公開条例においても、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、部分公開をしなければならない旨が規定されており（第8条）、個人情報保護条例においても、同様の部分開示に関する詳細な規定を設けるべきである。

なお、情報公開条例には、非公開情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、部分公開の義務がないとしているが（第8条第1項ただし書）、個人情報保護制度においては、開示の請求の対象は、自己を識別できる本人に

関する個人情報という具体的な内容であり、それが一部分であっても、本人にとっては有意な情報であると考えられることから、同様の規定を設けることは適当ではない。

5 非開示情報の裁量的開示（現行条例に規定なし）

開示の請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該個人情報を裁量的に開示することができる旨の規定を設けることが適当である。

[説明]

実施機関は、開示の請求があった個人情報について、非開示情報が含まれている場合を除き、開示する義務がある旨をより明確にするよう規定を改めるべきであるが（第3の3の(1)参照）、非開示情報を開示することが禁止されるのか否かについては、明示していない。

この点に関しては、開示することによって得られる利益と非開示とすることによって保護される利益とを比較衡量した結果、非開示とすることの必要性が認められた個人情報について、実施機関がこれを恣意的に開示することは禁止されるものと考えられている。

しかしながら、条例上の非開示情報に該当すると判断される場合であっても、例外的に、開示請求者（本人）と当該非開示情報との関係における特段の事情から、開示することによって得られる利益が非開示とすることによって保護される利益に優越すると認められる場合があり得ることは否定できない。

したがって、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、実施機関の高度な行政的判断により、非開示情報を裁量的に開示することができる余地を残しておくべきであり、その旨の規定を設けることが適当である。

なお、実施機関が裁量的開示の是非を判断するに当たっては、非開示情報の性格及び内容を十分考慮しなければならない。特に、開示請求者（本人）以外の個人に関する情報（第3の3の(2)イ）については、これを裁量的に開示することにより、当該個人の人格的な権利利益を不当に侵害することのないよう慎重な配慮が必要である。

6 個人情報の存否に関する情報（現行条例に規定なし）

- (1) 開示の請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる場合は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる旨の規定を設けることが適当である。
- (2) 存否応答拒否をする場合は、非開示の決定を行うこととすべきであり、その旨を条例上明確にすることが適当である。
- (3) 存否応答拒否の規定を適用するに当たっては、個人情報保護担当部局への事前照会を行うとともに、存否応答拒否の決定をしたときは、個人情報保護審議会に報告することとすることが適当である。

[説明]

(1) 開示の請求に対しては、当該請求に係る個人情報の存否を明らかにした上で、その開示

・非開示の判断をするのが原則であるが、実施機関において当該個人情報が存在しているか否かが明らかになるだけで、非開示情報の規定により保護されるべき利益が侵害されることとなる場合がある。例えば、児童虐待を行う親権者から逃れた子どもの所在を知るため、当該親権者が法定代理人として子どもの就学記録の開示の請求をした場合、通常は、子ども本人の権利利益を保護するために非開示の決定をすることとなるが(第3の3の(2)ア参照)、探索的に通学区域又は学校を特定して開示の請求をしたような場合には、当該個人情報の存否についても答えないことが適当と考えられる。

また、情報公開条例第10条により存否応答拒否がなされる情報については、個人情報保護制度においても同様の取扱いとすることが適当であることから、情報公開制度との整合を図る必要性からも、存否応答拒否に関する仕組みを設ける必要がある。

したがって、開示の請求に対し、当該請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否すること(存否応答拒否)ができる旨の規定を設けることが適当である

- (2) 存否応答拒否については、申請に対する拒否処分(行政処分)であるから、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てができることとなるが、実施機関の決定としては、情報公開条例と同様に、非開示の決定を行うこととすべきであり、その旨を条例上明確にすることが適当である。
- (3) 存否応答拒否の決定は、開示請求に対する例外的な処分であることから、実施機関が存否応答拒否の規定を適用するに当たっては、その誤用又は濫用を防止するためにも、個人情報保護担当部局への事前照会を行うとともに、当該決定をしたときは、個人情報保護審議会に報告することにより、当該規定の適正な適用を監視する仕組みを設けることが適当である。

7 個人情報の不存在の取扱い(第13条第3項関係)

- (1) 開示の請求に係る個人情報を保有していない場合は、非開示の決定を行うこととすべきであり、その旨を規定上明確にすることが適当である。
- (2) 開示の請求に係る個人情報を保有していないこと自体が、個人情報の適正な維持管理という観点から、不適正又は不適法と認められる場合には、個人情報保護審議会が意見を述べることができる。

[説明]

- (1) 現行の条例では、開示の概念に、個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含んでおり、開示の請求に係る個人情報が存在しないときは、開示請求者に対し、その旨を通知することとされている。また、個人情報の不存在通知は、実施機関が当該個人情報を保有していないという事実の通知であって、行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合でも、原則として、個人情報保護審議会に諮問する必要はなく、当該不服申立ては不適法なものとして却下されることとなっている。

しかしながら、開示の請求の対象となる個人情報は、公文書(情報公開条例第2条第2号に規定する公文書)に記録された個人情報であるから、当該公文書が作成されておらず、

又は既に廃棄されている等の理由により物理的に存在しないような場合は別として、当該個人情報記録されたものが、いわゆる組織共用文書として公文書に該当するかどうかについては、その解釈上疑義が生じることがあり得る。実際に、これまでの条例の運用においても、開示の請求に係る個人情報記録が解釈上不存在であるとした通知を行政処分として取り扱い、当該通知に対して提起された不服申立てについて、個人情報保護審議会の調査審議を経た事例がある。

したがって、本人が自己の個人情報の開示を求める権利を十分に保障するという観点からは、開示の請求に係る個人情報を保有していない場合の通知についても、行政処分として取り扱うことが望ましい。そして、このような場合には、公文書を公開請求の対象とする情報公開条例と同様に、条例上非開示の決定を行い、その理由を提示することにより、開示請求者が当該決定に対する不服申立てを提起するなど、法的に争う機会を保障すべきであって、その旨を明確にすることが適当である。

- (2) 開示の請求に係る個人情報記録された公文書が作成されておらず、又は既に廃棄されている等の理由により、当該個人情報を保有していない場合において、例えば、誤って個人情報のデータが消去されているなど、当該保有していないこと自体が、個人情報の適正な維持管理という観点から、不適正又は不適法と認められるときには、個人情報保護審議会が意見を述べることができる（第2の5の(2)参照）。

8 開示決定等の期限の短縮等（第13条第1項・第2項及び第17条第1項・第2項関係）

(1) 開示決定等の期限の短縮

開示決定等を行うべき期限については、これを短縮し、開示請求があった日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日等の本市の休日は算入しない。）とすることが適当である。

また、開示決定等の期限を延長することができる期間についても、これを短縮し、開示請求があった日の翌日から起算して20日（本市の休日は算入しない。）を限度とすることが適当である。

(2) 訂正又は削除の決定等の期限

訂正又は削除の決定等を行うべき期限については、期間の計算方法について整合性を図る必要から、訂正又は削除の請求があった日の翌日から起算して20日（延長して40日）以内（それぞれ本市の休日は算入しない。）とすることが適当である。

[説明]

(1) 開示決定等の期限の短縮

本人が開示を求めた自己に関する個人情報については、早急に個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保することが必要な場合もあるため、できる限り迅速に開示されるのが望ましいことは言うまでもない。

現行の条例では、開示の請求書を受理した日から起算して15日以内に関示決定等を行わなければならないが、当該期限内に関示決定等を行うことができないことにつきやむを得ない理由があるときは、請求書を受理した日から起算して30日を限度としてその期限を延長することができることとなっている。

平成15年度における開示決定等に要した期間の状況をみると、開示請求があったその日に開示を実施したもの及び請求が取り下げられたものを除いた開示請求のうち、15日以内に開示決定等をしたものは165件で、その平均は10.9日（土曜日、日曜日等を除いて7.9日）となっている。また、開示決定等の期限を延長したものは18件で、その平均は27.6日（土曜日、日曜日等を除いて18.6日）となっている。

一方、情報公開条例における公開決定等の期限は、公開請求があった日の翌日から起算して7日（延長して20日）以内であり、当該期間の計算に当たっては、土曜日、日曜日等の本市の休日（福岡市の休日を定める条例（平成2年福岡市条例第52号）に定める本市の休日）は算入しないこととされているが、その運用の状況をみると、実施機関の事務処理上、特段の支障が生じているとは認められない。

したがって、一般に、開示請求に係る個人情報の量が、情報公開条例に基づく公開請求に係る公文書の量と比較して少ないことも考慮すれば、個人情報の開示決定等を行うべき期限についても、情報公開条例における公開決定等の期限と同じ程度に短縮し、迅速な開示を実施することは可能であると考えられ、市民サービスの向上を図るという観点からも、実施機関の努力が求められるところである。

また、開示決定等の期限に係る期間の計算に当たり、土曜日、日曜日等の本市の休日を算入すると、実施機関における開示決定等の事務処理に要する期間が一律でなくなり、さらに年末年始等の連休が含まれる場合は、事務処理上の困難が生じることもあり得るため、これらの本市の休日は、当該期間に算入しないこととすることが適当である。

さらに、この期間の計算については、現行の条例では「請求書を受理した日」から起算することとなっているが、行政手続条例第7条の趣旨から、請求の「受理」という概念を取り入れることは適当ではなく、開示決定等の事務処理に要する期間を実質的に確保するためにも、「請求があった日の翌日」から起算することとすることが適当である。

以上のことから、開示決定等を行うべき期限については、これを短縮し、開示請求があった日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日等の本市の休日は算入しない。）とすることが適当である。

また、開示決定等の期限を延長することができる期間についても、これを短縮し、開示請求があった日の翌日から起算して20日（本市の休日は算入しない。）を限度とすることが適当である。

(2) 訂正又は削除の決定等の期限

現行の条例では、個人情報の訂正又は削除の請求があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日（延長して60日）以内に、必要な調査を行い、訂正又は削除をするか否かの決定をしなければならないこととなっている。

本市においては、個人情報の訂正又は削除の請求は、平成3年に条例が施行されて以来、これまで平成10年に1件の事例しかないことから、訂正又は削除の決定等を行うべき現行の期限の妥当性について、具体的に検討することはできない。

したがって、訂正又は削除の決定等を行うべき期限については、特にこれを短縮する理由はないが、期間の計算方法について、開示決定等の期限との整合を図る必要から、本市の休日を概ねの日数で控除することとして、訂正又は削除の請求があった日の翌日から起算して20日（延長して40日）以内（それぞれ本市の休日は算入しない。）とすることが適当である。

(3) 議会等に関する経過措置の必要性

第1の2のとおり、議会、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社（以下「議会等」という。）が新たに条例の実施機関となった場合、議会等が当初から迅速な開示決定等を行うことは困難であるため、開示決定等を行うべき期限等については、当分の間は現行のとおりとすることも考えられる。

一方で、議会等は、既に情報公開条例の実施機関として、相当数の公開決定等の事務処理を行っており、そのノウハウも蓄積されていることから、個人情報の開示決定等の期限等について、特段の措置を講じる必要はないということもできる。

この点については、議会等における実務上の対応の可能性等を勘案した上で、必要に応じて経過措置を設ける等の対応を検討すべきものであると考える。

9 開示決定等の期限の特例（現行条例に規定なし）

- (1) 開示の請求に係る個人情報著しく大量であるため、又は当該個人情報の特定に期間を要するため、開示決定等の期間を延長しても、当該期間内に開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合に備えて、情報公開条例と同様に、開示決定等の期限の特例を設けることが適当である。
- (2) 個人情報の訂正又は削除の請求についても、訂正又は削除の決定等に長期間を要する場合に備えて、期限の特例（相当の期間内）を設けることが適当である。

[説明]

(1) 個人情報の開示請求は、本人が自己に関する個人情報の開示を求めるものであって、情報公開条例に基づく公文書の公開請求とは異なり、開示請求に係る個人情報が著しく大量であることはあまり考えられない。

しかしながら、現行の条例の運用においては、例えば、本人が関知しないところで自己の戸籍謄抄本が交付された事跡を調査するために、当該戸籍謄抄本に係る交付申請書について開示請求がなされることがあるが、戸籍関係の事務が電算処理されていないため、すべての申請書について手作業で確認する必要がある。当該調査をする期間が長期にわたる場合は、実施機関が開示決定等の期間を最長で30日（第3の8の(1)において、20日とする。）延長したとしても、当該期間内に開示決定等を行うことは実務上困難であるため、開示請求を受け付ける段階で、開示請求者に対し、当該調査の期間を分割して開示請求するよう任意の協力を求めているところである。

したがって、開示の請求に係る個人情報著しく大量であるため、又は当該個人情報の特定に期間を要するため、開示決定等の期間を延長しても、当該期間内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合に備えて、情報公開条例第13条の規定と同様に、開示決定等の期限の特例を設けることが適当である。

具体的には、開示決定等の期限を延長した期間（20日）内に、開示請求に係る個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとする。

(2) 個人情報の訂正又は削除の請求についても、当該請求の内容によっては、それが事実で

あるか否かの調査や訂正又は削除の判断に長期間を要することも考えられるため、訂正又は削除の決定等の期限の特例を設けることが適当である。

この場合、訂正又は削除の決定等に長期間を要する主たる理由は、当該請求に係る個人情報著しく大量であることではなく、事実認定のための調査等に時間を要することにあるので、開示決定等のように部分的に訂正又は削除の決定等を行うことは困難であると考えられることから、当該決定等を行うべき期限は、「相当の期間内」とする。

10 事案の移送（現行条例に規定なし）

個人情報の開示及び訂正又は削除の請求について、他の実施機関において処理することにつき正当な理由があるときは、情報公開条例と同様に、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる旨の規定を設けることが適当である。

[説明]

開示及び訂正又は削除の請求に係る個人情報が、他の実施機関から提供されたものであるとき、他の実施機関の業務と重要な関連を有するものであるとき等は、当該請求を受けた実施機関が事案を処理するよりも、当該他の実施機関の方が、開示及び訂正又は削除の是非について迅速かつ適切に判断することができる場合がある。このため、情報公開条例第15条の規定と同様に、事案の移送の仕組みを設けることが適当である。

また、事案の移送が行われた場合は、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなるため、移送をした実施機関は、開示等の請求をした者に対し、その旨を通知する必要がある。

なお、事案の移送に際しては、開示の請求等をした者の利益が損なわれないように、開示決定等の期限は、当初の請求がなされたときから起算するものと解すべきである。さらに、実施機関の間で協議が整わない場合には、事案の移送は認められず、当初の請求を受けた実施機関において事案を処理することとなる。

11 第三者からの意見聴取の手続等（現行条例に規定なし）

開示の請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合には、当該第三者からの意見聴取の手続等として、次のような仕組みを設けることが適当である。

(1) 開示の請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、開示・非開示の決定に当たって、当該第三者の意見を聴くことができる。（任意的意見聴取）

(2) 次のいずれかに該当する場合は、原則として、開示の決定に当たって、第三者の意見を聴かなければならない。（必要的意見聴取）

ア 公益上の必要から非開示情報に該当しないと判断して開示しようとするとき（情報公開条例第7条第1号イ及び第2号ただし書に相当する非開示情報の基準を設ける場合）

イ 裁量的な判断により非開示情報を開示しようとするとき。

(3) 第三者が開示に反対する意思を表示した場合において、当該第三者の意思に反して開示の決定をするときは、当該開示の決定後直ちに、開示の決定をした旨及びその理

由並びに開示を実施する日を当該第三者に通知するとともに、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

[説明]

- (1) 開示の請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、実施機関が非開示情報の該当性を的確に判断し、当該第三者の権利利益を保護するため、開示・非開示の決定に当たって、当該第三者の意見を聴くことが有用な場合がある。現行の条例の運用においても、実施機関の判断により、必要に応じて第三者の意見を聴くことができているが、このような任意の意見聴取の手續について、条例に確認的に規定することが適当である。

なお、第三者からの意見聴取を行うことにより、当該第三者に開示請求者が個人情報の開示請求をしているという事実が推測される場合も想定されることから、実施機関が第三者からの意見聴取を行うに当たっては、開示請求者の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

- (2) 開示の請求に係る個人情報に含まれる第三者に関する情報について、次のいずれかに該当するとして、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるにもかかわらず開示しようとする場合は、第三者に対して適正な行政手続を保障するという観点から、実施機関は、原則として、開示の決定に当たって、当該第三者の意見を聴かなければならないこととすることが適当である。

ア 非開示情報の基準として、第3の3の(2)イ(開示請求者(本人)以外の個人に関する情報)に情報公開条例第7条第1号イ(人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を非公開情報から除く旨の規定)に相当する規定を、同第3の3の(2)ウ(法人等に関する情報)に同条第2号ただし書(同条第1号イと同趣旨)に相当する規定を設ける場合において、これらの規定を適用して非開示情報に該当しないと判断して開示しようとするとき。

イ 特段の事情から、実施機関の高度な行政的判断により、非開示情報を裁量的に開示しようとするとき(第3の5参照)。

- (3) 第三者からの意見聴取を行った結果、当該第三者が開示に反対する意思を表示した場合であっても、実施機関は当該意見に拘束されるものではなく、実施機関の判断により、当該第三者の意思に反して開示の決定をすることもあり得る。この場合、開示の決定後直ちに開示を実施すると、当該第三者は、事前に開示の差止めを求めることができず、また、いったん情報が開示されると現状の回復が不可能となり、事後的に損害賠償等の請求をすることができるに止まるなど、保護されるべき当該第三者の権利利益の救済が一般的に困難となる。

したがって、このような場合には、開示を実施する前に当該第三者が開示の決定を争う機会を保障するため、当該開示の決定後直ちに、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を当該第三者に通知するとともに、開示の決定後開示を実施するまでの間に相当の期間(情報公開条例第16条第3項の規定と同様に、少なくとも2週間)を置かなければならないこととすることが適当である。

12 簡易な方法による開示（現行条例に規定なし）

実施機関があらかじめ定める個人情報については、口頭その他の方法による開示の請求を認めて、当該個人情報を直ちに開示することとするなど、簡易な方法による開示の仕組みを設けるべきであり、その旨を条例に明記することが適当である。

[説明]

実施機関が保有する特定の個人情報について、多くの個人から同種の開示請求がなされることが見込まれ、かつ、その内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行うことができるようなものについては、条例上の開示の請求等の手続によることなく、簡易な方法で迅速に開示を行うことが、開示請求者の負担を軽減するとともに、実施機関としても事務の効率的な運用を図るために有用であると考えられる。

このような開示の特例制度は、条例第23条（他の法令等との調整）の適用を受けるものであるが、実施機関においては、本人の権利利益の保護に十分に配慮した上で、個人情報の内容及び範囲、実務上の対応の可能性等を勘案して、必要に応じて当該制度を設けることを積極的に検討すべきである。

例えば、教育委員会が保有する市立高等学校入学者選抜学力検査結果一覧表については、平成15年度に160件の開示請求がなされているが、いずれも開示請求があったその日に開示を実施しており、当該個人情報については、条例に基づく開示請求の手続等によらずに、いわゆる即日開示の仕組みを設ける必要性が高いものと考えられる。

以上のことから、実施機関があらかじめ定める個人情報については、条例上の開示の請求等の手続によることなく、口頭その他の方法による開示の請求を認めて、当該個人情報を直ちに開示することとするなど、簡易な方法による開示の仕組みを設けるべきであり、その旨を条例に明記することが適当である。

なお、簡易な方法による開示等の制度においても、条例に基づく開示の手続等と同様に、本人その他開示の請求ができる者であるかどうかの確認については、それぞれの対象者に応じて慎重かつ確実に行う必要がある。

13 訂正又は削除の請求、決定等（第15条から第17条まで関係）

(1) 請求の対象となる個人情報

条例の規定による開示の決定を受けた個人情報のほか、他の法令等又は簡易な方法による開示制度に基づき開示を受けた個人情報等についても、その事実には誤りがあると認めるときは、訂正又は削除の請求をすることができることとするのが適当である。

(2) 訂正又は削除の義務

実施機関は、訂正又は削除の請求があった個人情報について、当該請求の内容が事実であることが判明したときは、当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、その訂正又は削除をする義務がある旨を規定上明確にすべきである。

(3) 訂正又は削除の決定後の措置

実施機関は、個人情報の訂正又は削除を実施した場合には、必要な範囲内において、

当該個人情報の提供先に対し、その旨を通知することとすることが適当である。

[説明]

(1) 請求の対象となる個人情報

現行の条例では、条例第13条第1項の規定による開示の決定を受けた個人情報に限って、その訂正又は削除を求める権利を認めており、行政機関個人情報保護法においても同様の仕組みとなっている（開示請求前置主義）。これは、訂正又は削除の対象となる個人情報は明確に特定されている必要があることから、当該請求の対象となる個人情報は、開示の決定を経ていることが要件とされているものである。

しかしながら、他の法令等によって、個人情報の閲覧等を行うことができることが、市民に対し制度的に保障されている場合には、条例の開示請求に関する規定は適用されないことから（条例第23条）、他の法令等に基づき閲覧等をした個人情報については、その事実には誤りがあると認める場合であっても、条例に基づく訂正又は削除の請求ができないこととなる。また、条例の規定による開示の決定を経ていることを要件とするのであれば、簡易な方法による開示制度（第3の12参照）に基づき開示を受け、又は開示の請求の手続をとるまでもなく本人に対して提供された個人情報についても、改めて条例に基づく開示の請求を行わなければならないこととなる。このような仕組みは、個人情報の訂正又は削除を求める権利を十分に保障する観点からは、適当ではないと考える。

したがって、個人情報の訂正又は削除については、条例の規定による開示の決定を受けた個人情報に限定して請求を認めるのではなく、他の法令等によって閲覧等をし、又は簡易な方法による開示制度に基づき開示を受けた個人情報等についても、当該他の法令等に訂正又は削除等の仕組みが定められている場合を除き、訂正又は削除の請求をすることができることとすることが適当である。

なお、実施機関には、その保有する個人情報を正確かつ最新なものに保つ努力義務があることから（条例第9条第2項）、本人からの申出等により、当該本人に関する個人情報について事実には誤りがあることが判明したような場合には、本人から訂正又は削除の請求権が行使されないときであっても、自主的にその訂正又は削除を実施するなど、適切に対応すべきものである。

(2) 訂正又は削除の義務

個人情報の訂正又は削除の請求は、個人情報の正確性の確保に関する規律の実効性を担保するために認められた権利であり、実施機関は、訂正又は削除の請求に理由があると認めるときは、原則として、当該個人情報の訂正又は削除をする義務を負うものである。

現行の条例では、「請求に係る個人情報の訂正又は削除をするか否かの決定をしなければならない」旨の規定となっており、実施機関が訂正又は削除をする義務を負う趣旨が明らかとなっていない。

したがって、実施機関には、訂正又は削除の請求があった個人情報について、当該請求の内容が事実であることが判明したときは、当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、その訂正又は削除をする義務がある旨を規定上明確にすべきである。

(3) 訂正又は削除の決定後の措置

実施機関が、個人情報の内容に誤りがあることを認めて訂正又は削除を実施した場合、既に当該訂正又は削除を実施する前の内容で個人情報が提供されているときは、当該個人

情報の提供を受けていた者において、誤ったままの個人情報が利用され、これにより本人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって、現行の条例では、訂正又は削除を決定した後の措置について特段の定めはないが、本人の権利利益を保護するためにも、実施機関は、個人情報の訂正又は削除を実施した場合には、当該個人情報を経常的に提供している提供先など、必要な範囲内において、その旨を通知することとすることが適当である。

14 是正の申出・利用停止等の請求（第18条関係）

個人情報が、その収集又は目的外の利用・提供に関する制限に反して不適正に取り扱われているときは、現行の是正の申出制度ではなく、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（利用停止等）を請求する権利を保障することにより、その是正を求めることができることとすることが適当である。

(1) 利用停止等の請求の内容

ア 個人情報の収集に関する制限に反して収集され、又は目的外の利用に関する制限に反して利用されているときは、当該個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる。

イ 個人情報の目的外の提供に関する制限に反して提供されているときは、当該個人情報の提供の停止を請求することができる。

(2) 利用停止等の請求の要件

個人情報の利用停止等の請求に当たって、条例に基づく開示を受けていることを要件とはしない。

(3) 利用停止等の義務

実施機関は、利用停止等の請求に理由があることが判明したときは、原則として、当該個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、その利用停止等をする義務がある。

(4) 利用停止等の決定等の期限

個人情報の利用停止等の決定等を行うべき期限については、利用停止等の請求があった日の翌日から起算して20日（延長して40日）以内（それぞれ本市の休日は算入しない。）とし、あわせて期限の特例（相当の期間内）を設ける。

(5) 是正の申出制度の廃止

現行の条例の是正の申出制度は、廃止する。

[説明]

現行の条例では、実施機関が、自己に係る個人情報を収集に関する制限（第5条）に反して収集し、又は利用・提供に関する制限（第7条）に反して利用・提供していると認める場合は、その取扱いの是正を申し出ることができることとされている（第18条）。

しかしながら、当該是正の申出は、実施機関における個人情報の取扱いに関する調査の端緒にすぎず、法的な意味での請求・権利ではないため、実施機関に是正の義務があるわけではなく、また、当該是正の申出を拒否した場合の通知についても、行政処分ではないため、行政不服審査法に基づく不服申立てができないこととなっている。

したがって、本人が自己の個人情報の取扱いに対して関与する機会を拡充するため、個人情報、その収集又は目的外の利用・提供に関する制限に反して不適正に取り扱われているときは、現行の是正の申出制度ではなく、行政機関個人情報保護法と同様に、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求する権利を保障することにより、その是正を求めることができることとすることが適当である。

なお、個人情報の利用停止等の請求手続、決定等に関しては、基本的に、開示の請求及び訂正又は削除の請求に係る制度に準じて規定を整備すべきである。

(1) 利用停止等の請求の内容

現行の是正の申出により求めることができる措置の内容について、不適正と認める個人情報の取扱いに応じて、より具体的に規定すべきである。

ア 個人情報の収集に関する制限に反して収集され、又は目的外の利用に関する制限に反して利用されていると認めるときは、当該個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる。

イ 個人情報の目的外の提供に関する制限に反して提供されていると認めるときは、当該個人情報の提供の停止を請求することができる。

(2) 利用停止等の請求の要件

行政機関個人情報保護法においては、開示を受けた個人情報に限って、その利用停止請求を認めているが（開示請求前置主義）、現行の条例の是正の申出制度においては、開示請求の前置を要件とはしていない。

今後、利用停止等の請求権を保障する場合においても、個人情報の訂正又は削除の請求に関して述べたところと同様の理由から、利用停止等の請求に当たって、条例に基づく開示を受けていることを要件とはしないことが適当である（第3の13の(1)参照）。

(3) 利用停止等の義務

個人情報の利用停止等の請求は、個人情報の適正な取扱いに関する規律の実効性を担保するために認められた権利であり、実施機関は、利用停止等の請求に理由があると認めるときは、当該個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、その利用停止等をする義務がある。ただし、利用停止等を行うことにより、実施機関の事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることも否定できず、そのような場合を想定した例外規定を設けることも必要であると考えられる。

利用停止等の請求に理由がないときは、利用停止等をしない旨の決定をすることとなるが、当該決定は、申請に対する拒否処分（行政処分）であるから、請求者が当該決定に対する不服申立てを提起するなど、法的に争う機会が保障されることとなる。

(4) 利用停止等の決定等の期限

現行の条例の是正の申出制度においては、是正の申出に係る処理の内容を通知すべき期限についての定めがないが、利用停止等の請求権を保障することに伴い、開示決定等の期限を条例上規定するのと同様に、利用停止等の決定等を行うべき期限を設ける必要がある。

本市においては、条例第18条の規定に基づく是正の申出は、平成3年に条例が施行されて以来、これまで事例がないことから、利用停止等の決定等を行うべき適当な期限について具体的に検討することはできないが、個人情報の取扱いの実態の把握、いずれの利用停止等の措置を採るべきかの判断等に相当の期間を要することが見込まれることを考慮して、訂正又は削除の決定等の期限と同様とすることが適当である。

したがって、利用停止等の決定等を行うべき期限については、利用停止等の請求があった日の翌日から起算して20日（延長して40日）以内（それぞれ本市の休日は算入しない。）とし、あわせて期限の特例（相当の期間内）を設けることが適当である（第3の8の(2)・第3の9の(2)参照）。

(5) 是正の申出制度の廃止

現行の是正の申出により求めることができる措置の内容について、利用停止等の請求権を保障することから、現行の条例の是正の申出制度は、これを維持する必要はなく、廃止することが適当である。

なお、本人からの申出等により、実施機関において個人情報不適正に取り扱われていることが判明したような場合には、本人から利用停止等の請求権が行使されないときであっても、自主的にその利用停止等を実施するなど、適切に対応すべきものである。

第4 不服申立て・個人情報保護審議会

1 不服申立てに係る事案の処理（第20条関係）

開示決定等，訂正若しくは削除の決定等又は利用停止決定等について不服申立てがあった場合の事案の処理に関して，次のような仕組みを設けることが適当である。

(1) 不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政庁は，当該不服申立てがあった日の翌日から起算して30日以内に，個人情報保護審議会に諮問するとともに，当該諮問に対する答申を受けたときは，これを尊重して，当該答申があった日の翌日から起算して30日以内に，裁決又は決定をしなければならない。

なお，個人情報保護審議会としても，不服申立てに係る事案については，慎重かつ十分な審議を尽くすことは当然であるが，できる限り効率的な調査審議を行うことにより，迅速に答申するよう努めるものとする。

(2) 不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政庁は，不服申立てに係る事案を個人情報保護審議会に諮問したときは，不服申立人及び参加人その他当該事案に利害関係を有する者に対し，その旨を通知しなければならない。

(3) 第三者に関する情報が含まれる個人情報の開示決定に対し，当該第三者からなされた不服申立てを却下し，又は棄却する裁決又は決定をする場合等は，当該第三者が訴訟により開示決定等を争う機会を保障するため，開示を実施する前に相当の期間を置く。

[説明]

(1) 開示決定等，訂正若しくは削除の決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは，現行のとおり，第三者機関としての個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問し，その答申を踏まえて裁決又は決定をする仕組みを維持することが適当である。

不服申立てに係る事案については，できる限り迅速に処理されることが望ましいため，不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政庁（以下「諮問庁」という。）に対し，不服申立てがあってから諮問をするまでの期限と，審議会の答申を受けてから裁決又は決定をするまでの期限（情報公開条例第20条第2項及び第3項の規定と同様に，それぞれ30日以内）を設けることが適当である。

したがって，開示決定等，訂正若しくは削除の決定等又は利用停止決定等について不服申立てがあったときは，諮問庁は，当該不服申立てがあった日の翌日から起算して30日以内に，審議会に諮問するとともに，当該諮問に対する答申を受けたときは，当該答申があった日の翌日から起算して30日以内に，裁決又は決定をしなければならないこととすべきである。

なお，審議会としても，不服申立てに係る事案については，慎重かつ十分な審議を尽くすことは当然であるが，できる限り効率的な調査審議を行うことにより，迅速に答申するよう努めるものとする。

また，審議会の調査審議の結果を最大限尊重すべき旨は，現行の条例の解釈からも明らかであり，そのことは，審議会が公正・中立的な第三者機関として設置される趣旨からも

当然のことではあるが、その趣旨をより明確にするためにも、諮問庁は、審議会の答申を尊重して裁決又は決定をすべき旨を明記することが適当である。

- (2) 不服申立人等にとって、審議会にいつ諮問がなされたかは重大な関心事である。不服申立人等は、審議会に対して、口頭で意見を述べる機会が付与され、意見書又は資料を提出する権利等が保障されることから（第4の2の(4)参照）、これらの準備をする都合も考慮して、諮問がなされた時期を明確に通知する必要がある。

したがって、諮問庁は、不服申立てに係る事案を審議会に諮問したときは、不服申立人及び参加人その他当該事案に利害関係を有する者（開示請求者、当該開示決定等について反対意見書を提出した第三者等）に対し、その旨を通知しなければならないこととすることが適当である。

- (3) 第三者に関する情報が含まれる個人情報を開示する決定に対し、当該第三者から不服申立てがあった場合において、これを却下し、又は棄却する裁決又は決定をするとき等は、当該第三者が訴訟により当該開示決定等を争う機会を保障するため、開示を実施する前に相当の期間を置くことが適当である。具体的には、第3の11の(3)と同様に、裁決又は決定の後直ちに、裁決又は決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を当該第三者に通知するとともに、裁決又は決定の後開示を実施するまでの間に少なくとも2週間を置かなければならないこととする。

2 個人情報保護審議会（第21条及び第22条関係）

(1) 審議会の位置付け及び役割

個人情報保護審議会については、現行のとおり、実施機関における個人情報の適正な取扱い及び制度全体の運営に関して審議する機関であるとともに、不服申立てに係る事案を公正・中立的な立場で審査する第三者機関としての性格を有するものとする。

(2) 審議会の組織及び運営に関する事項

審議会の委員の数及び任命、会議の運営、部会の設置など、審議会の組織及び運営に関する基本的な事項については、条例に明記することが適当である。

(3) 審議会の調査権限等

不服申立てに係る調査審議の手續等に関して、審議会が次のような権限を有する旨を条例に明記することが適当である。

ア 審議会は、諮問庁に対し、不服申立てに係る個人情報の提出を求め、実際に当該個人情報の内容を見分して審議することができる。（インカメラ審理）

イ 審議会は、諮問庁に対し、不服申立てに係る個人情報に含まれている情報の内容を指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができる。（ヴォーン・インデックス提出要求）

ウ 審議会は、不服申立人等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者に陳述又は鑑定を求めること、その他必要な調査をすることができる。

エ 審議会は、その指名する委員にインカメラ審理、意見陳述の聴取等の調査をさせることができる。

(4) 不服申立人等の権利の保障

不服申立てに係る調査審議の手續等に関して、不服申立人等の権利を保障するため、次のような事項を条例に明記することが適当である。

ア 審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

イ 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができるほか、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。

(5) 調査審議手續の非公開

審議会が行う不服申立てに係る調査審議の手續は、公開しない旨を条例に明記することが適当である。

(6) 答申書の写しの送付等

審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人等に送付するとともに、答申の内容を公表する旨を条例に明記することが適当である。

(7) 審議会の委員の守秘義務違反に対する罰則

審議会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないが、国の情報公開・個人情報保護審査会の委員と同様に、これに違反した場合の罰則を設けることが適当である。

[説明]

(1) 審議会の位置付け及び役割

審議会については、現行のとおり、実施機関における個人情報の適正な取扱い及び制度全体の運用に関して審議する機関であるとともに、開示決定等に対する不服申立てに係る事案を公正・中立的な立場で審査する第三者機関としての性格を有するものとし、具体的には、次のような事務を所掌する。

ア 個人情報の収集及び目的外の利用・提供に関する制限並びに電子計算組織の結合に関する制限について意見を述べること。

イ 個人情報の適正な維持管理に関する措置について、実施機関に対して報告を求め、及び意見を述べること。(第2の5の(2)参照)

ウ 個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

エ 開示、訂正又は削除及び利用停止等の決定等に対する不服申立てに係る事案について調査審議すること。

(2) 審議会の組織及び運営に関する事項

現行の条例は、審議会の設置根拠のほか、その所掌事務等を定めているが、その他の審議会の組織及び運営に関して必要かつ詳細な事項については、福岡市個人情報保護条例施行規則(平成3年福岡市規則第98号。以下「規則」という。)及び福岡市個人情報保護審議会運営要領(以下「運営要領」という。)で定められている。

審議会は、条例の適正な運用を図るために置かれた附属機関(地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関)であり、審議会の性格、その所掌事務の重要性等を考慮すれば、審議会を構成する委員の数及び任命、会議の運営、部会の設置など、審議会の組織及び運営に関する基本的な事項については、その根拠を明確にするためにも、条例に明記することが適当である。

(3) 審議会の調査権限等

不服申立てに係る調査審議の手續等に関しては、現行の条例に詳細な規定がなく、規則及び運営要領に基づき、又は運用により行われているところである。

これらの調査審議の手續等は、審議会が、不服申立てに係る事案について、効率的な調査審議を行い、適正な判断をするために必要不可欠なものであることから、その根拠を明確にするためにも、審議会が有する具体的な権限その他必要となる次のような事項を条例に明記することが適当である。

ア 審議会において、不服申立てに係る開示決定等の判断の適法性、部分開示の範囲の妥当性等について迅速かつ適切に判断するため、審議会は、諮問庁に対し、不服申立てに係る個人情報の提出を求め、実際に当該個人情報の内容を見分して審議することができる。(インカメラ審理)

イ 不服申立てに係る個人情報の量が多く、非開示情報が複雑に関係するような事案にあつては、事案の概要と争点を明確にするため、審議会は、諮問庁に対し、不服申立てに係る個人情報に含まれている情報の内容について、該当する非開示情報に応じて区分するなど、審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができる。(ヴォーン・インデックス提出要求)

ウ 審議会は、不服申立てに係る調査審議のために必要な情報を十分に入手するため、不服申立人等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること、その他必要な調査をすることができる。

エ 審議会は、効率的な調査審議を行うため、その指名する委員にインカメラ審理をさせ、不服申立人等の意見の陳述を聴かせる等の調査をさせることができる。

(4) 不服申立人等の権利の保障

不服申立てに係る調査審議の手續等に関して、不服申立人等の権利を保障するため、必要な主張・立証及び反論の機会を与えることとし、その根拠を明確にするためにも、次のような事項を条例に明記することが適当である。

ア 審議会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

イ 不服申立人等は、審議会に対し、自ら意見書又は資料を提出することができるほか、審議会に提出された実施機関等の意見書又は資料の閲覧を求めることができる。

(5) 調査審議手續の非公開

運営要領において、不服申立てに関する部会の会議は、すべて非公開としているが、不服申立てに係る調査審議の手續は、公開することにより、個人情報公になるほか、会議の適正な運営に著しい支障が生じるおそれもあるため、公開しない旨を条例に明記することが適当である。

(6) 答申書の写しの送付等

現行の条例においても、既に運用されているところであるが、審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人等に送付するとともに、その説明責任を果たすため、答申の内容を公表する旨を条例に明記することが適当である。

(7) 審議会の委員の守秘義務違反に対する罰則

審議会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法上の守秘義務に関する規定は適用されない。このため、現行の条例においても、委員は、職務上知ることができ

た秘密を漏らしてはならない旨を規定しているが、これに違反した場合の罰則を設けることにより、守秘義務の遵守を担保する必要がある。罰則の上限については、国の情報公開・個人情報保護審査会の委員に対するものと同様に、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とすることが適当である。

第5 事業者等における個人情報の保護

1 事業者に対する措置（現行条例に規定なし）

事業者及び住民に対する支援として、事業者における個人情報の取扱いについても、より積極的に関与すべきであり、次のような措置を講じることが適当である。

(1) 市長は、事業者において個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、事業者に対し、助言又は指導を行うこととする。

(2) 事業者が個人情報を不適正に取り扱っているとき、又はその疑いがあるときは、説明又は資料の提出を求め、その是正のために必要な措置をとるよう勧告するなど、必要な指示・監督をすることができることとする。

[説明]

個人情報保護法においては、地方公共団体の施策の一つとして、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている（第12条）。

そして、個人情報保護基本方針の中で、個人情報保護法の円滑な施行のため、各地方公共団体においては、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組むとともに、区域内の事業者等の主体的な取組を促進するため、事業者からの相談等に適切に対応することが求められている（3の(2)の ）。

現行の条例においては、実施機関の責務として、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない旨を規定しているが（第3条）、民間の事業者においても個人情報が漏えいする事件等が発生しており、個人情報の保護に関する市民の関心が高い状況も踏まえて、事業者及び市民に身近な行政を担う地方公共団体として、事業者における個人情報の取扱いについても、より積極的に関与することが求められる。

したがって、市長は、事業者において個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、事業者に対し、助言又は指導を行うとともに、事業者が個人情報を不適正に取り扱っているとき、又はその疑いがあるときは、その事案に関して説明又は資料の提出を求め、その是正のために必要な措置をとるよう勧告するなど、必要な指示・監督ができることとするのが適当である。

ただし、本市が事業者に対して具体的に措置を講じるに当たっては、民間部門について必要最小限度の規律を整備した個人情報保護法や国の各省庁が策定する指針（ガイドライン）等との整合を図るとともに、特に、個人情報取扱事業者以外の事業者及び個人情報保護法第4章（個人情報取扱事業者の義務等）の規定の適用が除外される報道機関等の活動に対しては、個人情報保護法の趣旨に鑑み、その関与の程度・内容について十分配慮し、慎重に対応する必要がある。

なお、個人情報取扱事業者に対しては、個人情報保護法に基づき、主務大臣（又はその権限を行うこととされた地方公共団体の長等）による指導監督がなされ、また、福岡県の個人情報保護制度においても、事業者における個人情報の不適正な取扱いに対して、具体的な措置が講じられることから、本市が事業者に対する措置を講じるに当たっては、これらの措置の整合性を確保し、事業者及び市民に混乱を生じさせることのないよう、国及び福岡県との

適切な連携と協力の下に実施していくことが求められる。

2 事業者に対する苦情の処理のあっせん等（現行条例に規定なし）

市長は、事業者における個人情報の取扱いについて、市民から苦情の相談があったときは、当該苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講じるよう努める責務がある旨を条例に明記することが適当である。

[説明]

個人情報保護法においては、地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている（第13条）。

そして、個人情報保護基本方針の中で、地方公共団体の担う苦情の処理のあっせん等は、当事者間で問題が解決されない場合等において、事業分野を問わない苦情処理の仕組みとして、苦情の処理のあっせん、助言、指導、情報提供等の役割が求められている（7の(3)）。

もちろん、私人間の関係である事業者と本人との間に発生する問題は、基本的に当事者間で扱われるべきであり、迅速な解決を図る上でもその方が望ましいが、市民及び事業者に身近な行政を担う地方公共団体として、市民の相談に適切に対応することも本市の重要な責務である。具体的な措置の内容としては、市民からの苦情の相談に応じ、関係法令の内容その他の情報を提供し、必要な助言又は指導をするとともに、事業者等に対し、その苦情の内容を通知して、関係者により迅速な解決が図られるよう促すような行為が求められる。

現行の条例には、事業者に対する苦情の処理に関する規定はないが、実際に、市民から苦情の相談がなされる事例もあり、これまでも、基本的に個人情報保護担当部局を窓口とし、適切な対応に努めているところであるが、引き続き、市民の利便性等の観点から、相談の窓口と関係部局の役割分担を明確化し、市民への周知を図っていく必要がある。

したがって、市長は、事業者における個人情報の取扱いについて、市民から苦情の相談があったときは、当該苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講じるよう努める責務がある旨を条例に明記することが適当である。

3 出資法人に対する措置（現行条例に規定なし）

本市が資本金等の4分の1以上を出資している法人については、個人情報の保護に関する措置として、条例に次のような規定を設けることが適当である。

- (1) 出資法人は、条例の規定に基づく市の施策に準じて、その保有する個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めること。
- (2) 市長は、出資法人が、条例の規定に基づく市の施策に準じた措置を適切に講じることができるよう、助言、指導、報告の徴収その他の必要な措置を講じるものとする。

[説明]

本市が資本金、基本金その他これらに準じるもの（以下「資本金等」という。）を出資し

ている法人その他の団体（以下「出資法人」という。）は、市とは別の法人格を有する独立した団体であって、その設立の形態、業務の性格や内容等は様々であることから、地方三公社のように、実質的に地方公共団体の一部を構成するものとまで言うことはできず、条例の実施機関とすることは困難であると考えられる。

また、出資法人の中には、個人情報取扱事業者に該当し、個人情報保護法の規制の対象となるものや、個人情報を取り扱う業務の受託者又は公の施設の指定管理者として、条例上の責務が課されるものもあるが（第2の6・第5の4参照）、これらの規制や責務が及ばない出資法人に対しても、本市がその活動の公益性を認めて財政的援助をした出資者であるという立場から、その保有する個人情報の保護に関する措置を講じる必要がある。

現行の条例第4条（事業者の責務）では、事業者において個人情報の保護に関して自主的な対応が図られるよう、その一般的責務を課しており、出資法人についても同条で規定する事業者該当するものとして扱っているが、出資者としての責務を果たすという観点から、一般の事業者に関する規定を置いた上で、出資法人における個人情報の保護について特に明記することが適当である。

なお、対象とする出資法人は、地方自治法において、監査委員による監査及び外部監査人による監査が及ぶことが規定されていることを根拠として、本市が資本金等の4分の1以上を出資している法人とすることが適当であり、出資法人及び市長について、それぞれ次のような措置を求めるべきである。

(1) 出資法人の責務として、条例の規定に基づく市の施策に準じて、その保有する個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めること。

具体的な措置の内容については、個人情報保護法による規制や条例上の責務の有無等に応じて、それぞれの出資法人において判断すべきことではあるが、特に、個人情報の収集及び目的外の利用・提供に関する制限や適正な維持管理に関する措置など、個人情報の適正な取扱いに関するルールについては、本市と同じ程度のものが求められる。

(2) 市長の責務として、出資法人が、条例の規定に基づく市の施策に準じた措置を適切に講じることができるよう、必要な情報提供をしたり、指針（ガイドライン）を作成するなど、助言、指導、報告の徴収その他の必要な措置を講じることにより、出資法人における個人情報の保護に関する施策を支援していく必要がある。

なお、出資法人は事業者該当し、第5の1（事業者に対する措置）の対象ともなることから、市長は、出資法人に対し、助言又は指導を行うとともに、出資法人が個人情報を不適正に取り扱っているとき、又はその疑いがあるときは、その事案に関して説明又は資料の提出を求め、その是正のために必要な措置をとるよう勧告するなど、必要な指示・監督ができることとなる。

4 指定管理者における個人情報の取扱い（現行条例に規定なし）

(1) 指定管理者における個人情報の取扱いについて、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合と同様の規制をすることが適当である。

(2) 指定管理者の従事者に対し、個人情報を取り扱う業務の外部委託に係る受託業務の従事者に対するものと同様の罰則を設けることが適当である。

[説明]

(1) 地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により導入された指定管理者制度は、民間事業者等を含めて、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせるものであり、現在、地方公共団体が2分の1以上出資している法人や公共団体等に対して管理を委託している公の施設についても、今後、指定管理者制度に移行することとされている。

本市においては、既に一部の自転車駐車場の管理を指定管理者に行わせているが、個人情報の保護については、個別の公の施設の設置・管理に関する条例の中で、管理の基準として、業務の実施に必要な範囲を超えて、個人情報を収集し、又は使用してはならない旨を定めるとともに、指定管理者との間で締結する協定において、秘密の保持その他個人情報の適正な管理に関する事項を明記しているところである。

指定管理者が公の施設の管理を通じて取得した個人情報については、これまでの管理の委託制度におけるものと同様に、その取扱いに十分留意すべきであることは言うまでもなく、指定管理者に民間事業者等が幅広く含まれることも考慮すれば、当該個人情報の取扱いについて、条例に明記することが適当である。

そして、公の施設の管理業務を含めて、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合には、実施機関のみならず、受託者及び受託業務の従事者に対しても、個人情報の適正な管理のための責務を課すことが適当であるから（第2の6参照）、公の施設の管理が、従来の委託制度から指定管理者制度に移行することを踏まえて、指定管理者における個人情報の取扱いについては、次のとおり、個人情報を取り扱う業務の外部委託に関するものと同様の規制をすることが適当である。

ア 実施機関は、指定管理者との間で締結する協定に、個人情報の保護に関する指定管理者の責務その他必要な事項を明記するとともに、指定管理者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

イ 指定管理者は、実施機関と同様に、個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

ウ 指定管理者において公の施設の管理業務に従事している者（従事していた者を含む。

以下「指定管理者の従事者」という。）は、業務を遂行する上で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(2) 指定管理者における個人情報の取扱いについて、個人情報を取り扱う業務の外部委託に関するものと同様の規制をすることに伴い、また、公の施設を指定管理者に管理させることに対する市民の信頼を確保するためにも、指定管理者の従事者に対し、次のとおり、個人情報を取り扱う業務の外部委託に係る受託業務の従事者に対するものと同様の罰則を設けることが適当である。

ア 指定管理者の従事者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（第6の3の(1)ア参照）（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したとき 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

イ 指定管理者の従事者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

ウ ア及びイの罰則は、福岡市外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5 国等との協力（現行条例に規定なし）

市長は、苦情の処理のあっせん等その他の事業者に対する措置を講じるために必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、協力を求める旨を条例に明記することが適当である。

[説明]

個人情報保護法では、国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとされている（第14条）。

特に、事業者の活動が地方公共団体の区域を超えて広域にわたっており、個人情報が広く流通している状況を考慮すれば、本市が苦情の処理のあっせん等その他の事業者に対する措置を講じるに当たっては、個人情報保護基本方針に基づき、国及び他の地方公共団体のほか、認定個人情報保護団体（個人情報保護法第37条第1項の認定を受けた者）等との密接な連携と協力が不可欠である。

したがって、市長は、苦情の処理のあっせん等その他の事業者に対する措置を講じるために必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、協力を求める旨を条例に明記することが適当である。

第6 雑則・罰則

1 職員の人事等に関する個人情報の取扱い（第24条第3項関係）

実施機関の職員又は職員であった者の人事，給与，福利厚生等に関する個人情報についても，開示，訂正又は削除及び利用停止等の請求を認めることを含めて，条例の適用対象とすることが適当である。

[説明]

現行の条例では，市の職員に関する事務（人事，給与若しくは福利厚生に関する事務又はこれらに準じる事務）のため取り扱う情報については，職員の人事管理のためのものであり，使用者としての市と被使用者としての職員との雇用関係に基づく内部的な情報であることから，条例は適用しないこととしている。

しかしながら，条例は，実施機関が保有するすべての個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めるものであり，市の職員に関する事務のため取り扱う情報について，一律に条例の適用を除外する合理的な理由はないと考えられる。また，市と雇用関係にある職員であっても，本人が自己の個人情報の取扱いに対して関与する権利を保障する意義は大きく，当該権利は，条例に定める規律の実効性を担保するためのものであることも考慮する必要がある。

したがって，実施機関の職員又は職員であった者の人事，給与，福利厚生等に関する個人情報についても，これを適正に取り扱うべきことは当然であり，開示，訂正又は削除及び利用停止等の請求を認めることを含めて，条例の適用対象とすることが適当である。

なお，個人情報取扱事務の届出に関しては，これらの個人情報が，雇用関係に基づく内部的な情報であり，その存在や利用目的は一般に職員等に周知されていると考えられることから，当該届出の対象とする必要性は乏しく，適用除外とすることが適当である。

2 実施機関における苦情の処理（現行条例に規定なし）

実施機関には，実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情について，これを適切かつ迅速に処理するよう努める責務がある旨を条例に明記することが適当である。

[説明]

実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情については，現行の条例の下においても，実施機関の当然の責務として，個人情報保護担当部局その他の関係部局と連携しながら，適切かつ誠実に対応しているところである。

実施機関における個人情報の取扱いに関する市民の不平や不満は，不服申立てや訴訟によって争うのではなく，事案の性質により，むしろ苦情処理の制度によって，簡易・迅速に問題を解決することが適当な場合が多いと考えられる。

現行の条例には，特にこのような苦情の処理に関する規定はないが，個人情報の保護に関する市民の関心が高い状況も踏まえて，実施機関には，実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情について，これを適切かつ迅速に処理するよう努める責務がある旨を条例に明

記することが適当である。

なお、実施機関に対する苦情の申出は、個人情報の取扱いを改善する契機にもなり得るものであるから、苦情の申出の対象は、自己の個人情報の取扱いに関するものに限られるのではなく、実施機関における個人情報の取扱い全般について認められるべきものであることに留意する必要がある。

3 実施機関の職員等に対する罰則（現行条例に規定なし）

- (1) 個人情報の適正な取扱いに関する責務を担保し、市政に対する市民の信頼を確保するため、実施機関の職員及び受託業務の従事者（再委託に係る業務の従事者を含む。）に対し、行政機関個人情報保護法に準じた罰則を設けることが適当である。
- (2) 個人情報の開示制度を不正に利用した者に対し、罰則を設けることが適当である。

[説明]

(1) 実施機関の職員及び受託業務の従事者に対する罰則

一般に、個人情報の適正な取扱いに関する責務の担保は、実施機関の職員については服務規律の確立等により、個人情報を取り扱う業務の外部委託に係る受託業務に従事している者（再委託に係る業務に従事している者を含む。以下「受託業務の従事者」という。）については委託に関する契約書等の確実な履行等により、それぞれ厳正な個人情報の取扱いを徹底することが基本となるものであるが、公務の適正な遂行と市政に対する市民の信頼を確保するため、実施機関の職員及び受託業務の従事者に対し、個人情報の不正な提供、盗用等についての罰則を設けることが適当である。

なお、実施機関の職員のうち、一般職の職員については、地方公務員法の守秘義務違反等に対する罰則規定があり、個人情報の不当利用に対する懲戒処分の指針も定められているところであるが、個人情報の保護に関する市民の関心が高い状況を踏まえ、これらの罰則を加重するとともに、実施機関において個人情報を取り扱うすべての職員（審議会等の委員、嘱託員、民生委員等の特別職の職員を含む。）及び職員と同様の責務が求められる受託業務の従事者に対し、罰則を設ける必要性は高いとすることができる。

実施機関の職員及び受託業務の従事者に対しては、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨の責務を課すべきであるが（第2の7・第2の6の(3)参照）、罰則の構成要件は明確にする必要があり、当該責務規定の違反について、一律に罰則を設けることは困難であると考えられる。

したがって、罰則の対象とする行為の類型や刑罰の種類・上限については、公的部門における個人情報の適正な取扱いを担保するため、国の行政機関の職員等に対して設けられた罰則と同じ内容・程度とすることが合理的である。

なお、実施機関が保有する個人情報は、実施機関の職員及び受託業務の従事者以外の者によって取り扱われる場合もあるが、これらの者にまで罰則の対象を広げることについては、当該個人情報の取扱いの実態を踏まえた上で、具体的な規制の内容とこれに対応する適切な罰則のあり方を含めて、引き続き慎重に検討していく必要がある。

行政機関個人情報保護法に準じた罰則の内容は、次のとおりである。

ア 実施機関の職員（職員であった者を含む。イにおいて同じ。）又は受託業務の従事者

(従事していた者を含む。イにおいて同じ。)が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル (その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したとき 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

個人情報ファイル...

一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物(いわゆるデータベース等)

イ 実施機関の職員又は受託業務の従事者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

ウ 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したとき 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

エ アからウまでの罰則は、福岡市外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

(2) 個人情報の開示制度を不正に利用した者に対する罰則

個人情報の開示制度における適正な権利の行使を担保するため、偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者に対し、5万円以下の過料(行政機関個人情報保護法においては、10万円以下の過料とされているが、条例に設けることができる過料の上限額は、5万円である(地方自治法第14条第3項))を科すこととすることが適当である。

なお、個人情報の開示制度の運用に当たっては、実施機関において、開示の請求及び開示の実施の際に、本人その他開示の請求ができる者であるかどうかの確認を慎重かつ確実に行う必要があることは言うまでもない。

資 料

	ページ
1 福岡市長からの諮問書	49
2 福岡市個人情報保護審議会委員名簿	50
3 審議の経過	51
4 市民から寄せられた意見と審議会の考え方	52
5 福岡市個人情報保護条例（平成3年福岡市条例第9号）	56
6 個人情報保護条例において改正すべき事項等の概要	63
7 現行の条例との項目別対照表	70
8 非開示情報の基準の類型化（イメージ）	76
9 用語の解説	77

総務第 2 0 1 3 号
平成16年 4 月20日

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義 様

福岡市長 山 崎 広太郎

福岡市における個人情報保護制度のあり方について（諮問）

標記の件について、福岡市個人情報保護条例第22条第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記の事項を諮問します。

なお、市民の多様な意見を反映する機会を確保するため、貴審議会における審議の過程において、パブリック・コメント手続など、市民参加手法の導入をお願いいたします。

記

- 1 個人情報保護制度の基本的なあり方
- 2 個人情報保護条例において改正すべき事項
- 3 その他個人情報保護制度に関し必要な事項

福岡市個人情報保護審議会委員名簿

平成17年 1月現在

氏 名	役 職 等	備 考
今 泉 博 国	福岡大学経済学部教授	第 2 部会委員
臼 杵 昭 子	オフィス夢彩 (元)テレビ西日本編成制作局制作部専任部長	第 1 部会委員
多 田 利 隆	西南学院大学法科大学院教授	会長職務代理者 第 2 部会委員
徳 永 淳 子	(元)シティモニター	第 2 部会委員
中 村 奈良江	西南学院大学文学部教授	第 1 部会委員
二 宮 賢 治	九州電力株式会社総務部法務総括グループ長	第 2 部会委員
福 山 道 義	福岡大学法学部教授	会長 第 1 ・ 第 2 部会長
松 田 安 一	(元)東区町世話人連絡協議会会長	第 1 部会委員
南 野 森	九州大学大学院法学研究院助教授	第 1 部会委員
安河内 恵 子	九州工業大学情報工学部助教授	第 2 部会委員
吉 野 正	弁護士	第 1 部会委員

(五十音順)

審 議 の 経 過

	開催日	会議	主な審議事項等
(諮問)	平成16年4月20日	全体会	・市長からの諮問 ・会議の公開等 ・今後の会議の進め方(見直し部会の設置等) など
第1回	平成16年5月20日	全体会	・条例の目的 ・実施機関の範囲(議会・地方三公社) ・市民の責務 など
第2回	平成16年6月4日	第1部会	・個人情報の開示及び訂正又は削除の請求 ・非開示情報の類型 など
第3回	平成16年6月17日	第2部会	・個人情報取扱事務の届出 ・適正な維持管理に関する措置 ・個人情報を取り扱う業務の外部委託 など
第4回	平成16年7月15日	第2部会	・不服申立てに係る事案の処理 ・個人情報保護審議会
第5回	平成16年7月28日	第1部会	・非開示情報の裁量的開示 ・第三者からの意見聴取の手續等 ・開示決定等の期限の短縮(特例) など
第6回	平成16年8月19日	第2部会	・職員の人事等に関する個人情報の取扱い ・実施機関の職員等に対する罰則
第7回	平成16年8月26日	第1部会	・個人情報の収集, 利用及び提供に関する制限 ・是正の申出・利用停止等の請求
第8回	平成16年9月3日	第1部会	・出資法人に対する措置 ・指定管理者における個人情報の取扱い
第9回	平成16年9月16日	第2部会	・実施機関における苦情の処理 ・事業者に対する措置 ・事業者に対する苦情の処理のあっせん等
第10回	平成16年10月22日	全体会	・部会における審議内容の報告 ・中間取りまとめ(答申案)
	平成16年11月1日～11月30日		・市民意見の募集
第11回	平成16年12月24日	全体会	・提出された意見の検討及び審議会の考え方の整理
第12回	平成17年1月18日	全体会	・答申の取りまとめ
(答申)	平成17年1月31日		・市長への答申

市民から寄せられた意見と審議会の考え方

審議会では、審議の過程において、中間取りまとめ（答申案）を公表し、これに対する市民の意見を募集しました。

- 1 意見の募集期間 平成16年11月1日（月）から11月30日（火）まで（30日間）
- 2 答申案の公表方法
 - (1) 本市のホームページへの掲載
 - (2) 情報公開室、情報プラザ、各区役所企画課及び入部・今宿出張所での配付
- 3 意見の提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール及び窓口への書面の提出
- 4 提出された意見の数等 5人から 14件
- 5 意見の概要と審議会の考え方

番号	意見の概要	審議会の考え方
第1 総則		
3 個人情報の定義 について		
1	事業を営む個人の当該事業に関する情報について、「個人の事業活動に関する情報であり、特定の個人が識別される私人としての個人情報には該当しないと明確に判断される場合に限り、条例の対象とする個人情報に含めない」とする例外規定が必要ではないか。	事業を営む個人に関する情報は、事業活動に関する情報なのか、私人としての個人情報なのか、明確に区分することが困難な場合もあり、個人の権利利益を最大限に保護するという観点から、広く個人情報の定義に含むべきであると考えます。 ただし、明らかに事業活動に関する情報であると認められるものについては、個人情報として保護する意義は薄く、開示の請求に対して、当該情報を開示する必要が高い場合もあることから、個人情報としては取り扱わないこととすることが適当であると考えます。 【答申 第1の3の(1)を修正】
第2 個人情報の取扱い		
1 個人情報の収集に関する制限 について		
2	個人情報は、目的があるから収集するのであって、その利用目的を「できる限り特定」するのではなく、「特定」するとした方が明確になるのではないかと。個人情報が使い回しをされるのはどうかと思うし、必要ならその都度収集した方がより安全ではないかと考える。	個人情報の収集は、その利用目的をできる限り個別・具体的に特定した上で行わなければならないという趣旨ですが、現行の条例において「収集の目的を明確にし」と規定していることを踏まえて、御意見のとおり、「特定」することとします。 【答申 第2の1の(1)を修正】
2 個人情報取扱事務の届出 について		
3	市がどんな個人情報を把握しているのかが、簡単にそれぞれの担当部署や区役所で	現行の条例第6条では、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始し、廃止し、又

	<p>分かるような枠組みづくりについても明確に答申してはどうか。</p>	<p>は変更するときは、市長に一定の事項を届け出て、市長が当該届出に係る事項を記載した「個人情報目録」を一般の閲覧に供することとされています。今後も、この制度を維持することにより、実施機関における個人情報の取扱いの状況等について、市民に明らかにしていくべきであると考えます。</p> <p>なお、個人情報目録は、個人情報の開示の請求等の窓口に備え置くだけでなく、インターネットを利用する方法により公表することが適当であると考えます。(答申第2の2を参照してください。)</p>
<p>3 個人情報の利用及び提供に関する制限 について</p>		
<p>4</p>	<p>災害時等のハザードマップとして、高齢者の住居等も掲載する必要があり、それらの情報を自治体間で一定のルールの下に活用することは、今後ますます重要になる。公共の利益のために、今後縛りとなりすぎような個人の権利の偏重には反対である。効率的な行政執行が求められる中、利用目的を限定することには疑問を感じる。</p>	<p>個人情報の利用目的を限定することは、個人の権利利益を保護するために必要であり、個人情報は、その利用目的の範囲内で利用されなければなりません。御意見のような個人情報については、実施機関が、災害等の緊急時に備えて、あらかじめその利用目的で収集しておくべきものであると考えます。</p> <p>一方で、御意見のように、効率的な行政執行が求められ、個人情報を利用目的以外の目的で利用することが、公共の利益の増進につながるような場合には、これを認めることが合理的です。個人情報の利用に関する制限の例外事由については、これまでの運用状況を踏まえて、必要に応じてより適切な要件を定めることが適当であると考えます。(答申第2の3を参照してください。)</p>
<p>5</p>	<p>実施機関以外の者に個人情報を提供する場合に、提供を受ける者に対して付すべき制限や、その者に対して求める措置の内容が不明確である。「提供を受けた個人情報を第三者へ渡してはならない」等の厳しい処置を望む。</p>	<p>個人情報を提供する場合に、提供を受ける者に対して付すべき制限や、その者に対して求める措置の内容は、提供する理由、提供に係る個人情報の性格や内容など、個々の事案に応じて適切に定めるべきものですが、御意見のような第三者への再提供の制限は、個人情報の保護のために当然に付すべき内容であると考えます。</p> <p>【答申第2の3の(3)の説明を修正】</p>
<p>5 適正な維持管理に関する措置 について</p>		
<p>6</p>	<p>答申案では、現行条例の「保存する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」という部分が削除されているようだが、「利用目的の終了後は破棄する」等の措置をした方がよいかと思う。</p>	<p>答申(案)では、現行条例の当該部分を削除することとはしていません。不要な個人情報の廃棄・消去に関する規定は、必要かつ不可欠なものであることから、これを維持することが適当であると考えます。</p> <p>実際の運用においては、公文書に記録された個人情報については当該公文書について定められた保存期間の満了後速やかに廃棄し、それ以外のものについては不要になり次第速やかに廃棄・消去すべきものと考えます。(答申第2の5の(1)を参照してください。)</p>

6 個人情報を取り扱う業務の外部委託 について		
7	原則「委託」することについては反対である。個人情報が漏えいするおそれがあり、万が一漏えいした場合に原因者を特定するのがより困難になると思われる。	<p>個人情報を取り扱う業務を外部に委託することは、行政事務の効率的・効果的な執行を確保するためには必要な場合があり、条例でこれを一律に禁止することは現実的でないと思われます。</p> <p>なお、委託先において個人情報の適正な管理が担保されるよう、実施機関のみならず、受託者及び受託業務の従事者に対しても、それぞれ実施機関及び実施機関の職員と同様の責務を課すことが適当であると考えます。(答申 第2の6を参照してください。)</p>
8	個人情報を取り扱う業務の外部委託においては、原則的に再委託を禁止とし、再委託を許可する条件を設定する方が適切ではないか。	<p>外部委託に係る業務の性格や内容によっては、委託先が再委託を行う必要がある場合もあり、条例でこれを一律に禁止することは困難であると思われます。</p> <p>なお、現行の条例の運用においても、委託に関する契約書等に、委託の趣旨・目的に応じて、再委託の禁止又は制限について明記することとしていますが、実施機関が再委託を認めるためには、再委託先において、個人情報の適正な管理のために必要な措置が講じられるかどうか等を考慮する必要があると考えます。</p>
9	委託業者が市の業務を請け負い個人情報を目にするのであれば、実施機関は、再委託先に対しても、委託先に対するものと同様の義務を負うべきである。	<p>市と再委託先とは契約関係にないことから、実施機関には、再委託先に対して直接に監督を行う権限がないものと思われます。しかしながら、実施機関としても、最初に委託をした(第一次)委託者という立場から、委託先に対する監督を行う中で、適切な再委託先が選定されているか、委託先が再委託先に対して十分な監督を行っているか等について、必要な調査・指導等をする責任があると考えます。</p>
第3 個人情報の開示、訂正又は削除及び利用停止等の請求		
8 開示決定等の期限の短縮等 について		
10	隔日勤務を行う所属にあっては、事務処理が可能な日数が事実上少なく、開示決定等の期限を短縮すると、対応できない場合が出てくると考えられるため、「開示請求があった日から起算して10日以内(土曜日、日曜日等の本市の休日は算入しない。)」とすべきである。	<p>開示決定等を行うべき期限は、市が保有する情報が記録された公文書を開示・公開するという仕組みが関連することから、情報公開条例における公開決定等の期限と同様とすることが適当であり、これと異なる期限を設定する合理的な理由はないと考えます。</p> <p>情報公開条例の運用状況を見ても、実施機関の事務処理上、特段の支障が生じているとは認められませんので、市民サービスの向上を図るという観点からも、実施機関の努力を求めるところです。</p>

第5 事業者における個人情報の保護	
1 事業者に対する措置 について	
11	<p>事業者に対する勧告だけでなく、罰則も含めた厳しいものにすべきである。市役所からの個人情報の漏えいより、民間事業者からの漏えいの方が目立つ。</p> <p>個人情報保護法では、個人情報取扱事業者が、主務大臣の命令に違反した場合等の罰則が設けられていますが（第56条～第58条）、個人情報の適正な取扱いに反する行為に対して直接に刑罰を科す仕組みとはなっていません。民間の事業者の活動は広域にわたっており、条例で独自の罰則を設けることは、法律の趣旨からみても適当ではないと考えます。</p> <p>条例に基づく事業者に対する措置は、いわゆる行政指導に止まるものではありませんが、福岡市としては、事業者及び住民に対する支援として、できる限りの関与をすべきものであると考えます。</p>
第6 雑則・罰則	
1 職員の人事等に関する個人情報の取扱い について	
12	<p>職員が自分の人事評価を閲覧できることとするのは、組織の健全性を損ねるのではないか。</p> <p>職員の人事等に関する個人情報の中には、職員本人に開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるものも含まれます。そのような情報については、非開示情報に該当するとして開示しないことが適当であり、開示・非開示の判断を適正に行うことにより、組織の健全性を損ねるようなことはないと考えます。（答申第3の3の(2)カを参照してください。）</p>
3 実施機関の職員等に対する罰則 について	
13	<p>個人情報を取り扱う業務の外部委託において、受託者及び受託業務の従事者に対して、それぞれ実施機関及び実施機関の職員と同様の責務を課すこととしているが、罰則規定についてもこれに準じるということか。</p> <p>個人情報を取り扱う業務の外部委託に係る受託業務の従事者（再委託に係る業務の従事者を含む。）に対しても、実施機関の職員と同様に、行政機関個人情報保護法に準じた個人情報の不正な提供、盗用等についての罰則を設けることが適当であると考えます。（答申第6の3の(1)を参照してください。）</p>
* その他の意見	
14	<p>全体に言えることだが、行政のこういった文章は堅苦しくて一般市民には理解しづらい点がある。また、「原則」「相当」「出来る限り」など、あいまいな単語が使われているが、もっと明確にした方がよいと思う。</p> <p>今回の市民意見の募集に当たっては、中間取りまとめ（答申案）の内容の理解に資するため、現行の条例との項目別対照表、用語の解説等の資料を追加した「概要版」を併せて公表したところです。</p> <p>また、答申案は、主に、現行の条例において改正すべき事項の骨子及びその趣旨をまとめており、あまり明確な表現を用いていないところもあります。</p> <p>条例の改正後は、市民が理解しやすいよう工夫したパンフレット等を作成して、制度の周知等に努めることを要望します。</p>

福岡市個人情報保護条例

平成3年3月11日
福岡市条例第9号

改正 平成7 - 条例56, 平成12 - 条例31, 平成13 - 条例41, 平成14 - 条例3

目次

- 第1章 総則(第1条 第4条)
- 第2章 個人情報の取扱い(第5条 第10条)
- 第3章 個人情報の開示の請求, 訂正又は削除の請求等(第11条 第20条)
- 第4章 福岡市個人情報保護審議会(第21条・第22条)
- 第5章 雑則(第23条 第26条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示, 訂正又は削除を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するとともに、市政の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長, 教育委員会, 選挙管理委員会, 人事委員会, 監査委員, 農業委員会, 固定資産評価審査委員会, 公営企業管理者及び消防長をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (3) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力, 蓄積, 編集, 加工, 修正, 更新, 検索, 消去, 出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、規則で定める処理を除く。
- (4) 公文書 福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。
(平成14条例3・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、実施機関における個人情報の取扱いについて必要な措置を講じ、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

(収集に関する制限)

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的を明確にし、当該目的達成に必要な

範囲内でこれを行わなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段によりこれを行わなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 本人の生命、身体又は財産の安全等を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (5) 所在不明、心身喪失等の事由により、本人から収集することが困難なとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。
- 4 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例に定めがあるとき。
 - (2) 実施機関が福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で公文書に記録された個人情報に限る。この条、第11条から第19条まで及び第23条において同じ。)を取り扱う事務(以下この条において「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的及び概要
 - (3) 個人情報の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の記録項目
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、届出に係る個人情報取扱事務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、あらかじめ、これらの規定による届出をすることができないときは、個人情報取扱事務を開始又は変更した日以後において前2項の届出をすることができる。
 - 4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報を取り扱う事務については、適用しない。
 - (1) 一時的に使用され、短期間に廃棄又は消去される個人情報を取り扱うもの
 - (2) 取り扱う個人情報の規模が規則で定めるところに満たないもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの
 - 5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに福岡市個人情報保護審議会に報告しなければならない。
 - 6 市長は、第1項から第3項までの規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、規則で定めるところにより、一般の閲覧に供さなければならない。

(平成14条例3・一部改正)

(利用及び提供に関する制限)

第7条 実施機関は、収集の目的の範囲を超えて、個人情報を利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令又は条例に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。

- (3) 本人の生命，身体又は財産の安全等を守るため，緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，実施機関が福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。

(電子計算組織の結合による提供)

第8条 実施機関は，福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いたうえで，公益上の必要があり，かつ，個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ，本市の機関以外のものとの間において通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならない。

(適正な維持管理に関する措置)

第9条 実施機関は，個人情報の漏えい，滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために，必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は，その保有する個人情報を正確かつ最新なものに保つため，必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 実施機関は，保存する必要がなくなった個人情報については，確実かつ速やかに廃棄し，又は消去しなければならない。

(個人情報の取扱いの委託)

第10条 実施機関は，個人情報の取扱いを伴う事務又は事業を実施機関以外のものに委託するときは，当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

第3章 個人情報の開示の請求，訂正又は削除の請求等

(開示の請求)

第11条 何人も，実施機関が保有する自己に係る個人情報の開示（当該個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 次の各号に掲げるものは，前項の開示の請求（以下「開示の請求」という。）を本人に代わってすることができる。ただし，本人が当該開示の請求に反対の意思を表示したときは，この限りでない。
 - (1) 親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人（以下「親権者等」という。）
 - (2) 保佐人，補助人又は任意後見人（当該開示の請求が，家庭裁判所の審判又は任意後見契約により付与されている代理権の範囲内であるものに限る。以下「保佐人等」という。）
- 3 実施機関は，開示の請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは，当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる。
 - (1) 法令又は条例の規定により，開示することができないとされている個人情報
 - (2) 開示の請求をした者（以下「開示請求者」という。）以外のものに関する情報を含む個人情報であって，開示請求者に開示することにより，当該開示請求者以外のものの正当な利益を侵すことになると認められるもの
 - (3) 個人の評価，判定，診断，指導，相談，選考等に関する個人情報であって，開示請求者に開示しないことが正当と認められるもの
 - (4) 開示請求者に開示することにより，個人の生命，身体又は財産の保護，犯罪の予防，犯罪の捜査その他市民生活の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある個人情報
 - (5) 市と国又は他の地方公共団体その他の公共団体との間における協議，依頼等により作成し，又は取得した個人情報であって，開示請求者に開示することにより，これらの者との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの
 - (6) 調査，争訟，交渉，取締り，監督，立入検査等に関する個人情報であって，開示請求者に開示することにより，事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの
(平成12条例31・一部改正)

(開示の請求方法)

第12条 開示の請求をしようとする者は、当該個人情報を保有する実施機関に対して、本人又はその親権者等若しくは保佐人等であること（保佐人等にあつては、当該開示の請求が付与されている代理権の範囲内であることを含む。）を明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称又は商号、主たる事務所又は本店の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）
- (2) 開示の請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
（平成12条例31・一部改正）

（開示の請求に対する決定及び通知）

第13条 実施機関は、開示の請求があつたときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該開示の請求に係る個人情報を開示するか否かの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、請求書を受理した日から起算して30日を限度としてその期限を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の決定をしたとき、又は開示請求者に係る個人情報が存在しないことが明らかになったときは、速やかに、開示請求者に対し、当該決定の内容（個人情報の開示を行う場合は、その日時及び場所を含む。）又は不存在の旨を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求者に対し個人情報の全部又は一部の開示をしない旨の決定の通知をする場合において、当該決定の理由が一時的なもので、当該個人情報又は開示しない部分について開示できることとなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その旨及び開示できる時期を付記しなければならない。
（平成7条例56・一部改正）

（開示の実施）

第14条 実施機関は、前条第1項の規定に基づき開示する旨の決定をしたときは、速やかに、閲覧、視聴又は写しの交付のうち、文書、図画、写真及びフィルムについてはその種別に応じて、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して、それぞれ規則で定める方法により開示を行わなければならない。

- 2 実施機関は、閲覧又は視聴の方法により公文書に記録されている個人情報の開示をする場合において、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しにより開示を行うことができる。
（平成14条例3・一部改正）

（訂正又は削除の請求）

第15条 何人も、第13条第1項の規定による開示の決定を受けた自己に係る個人情報について事実誤りがあると認めるときは、その訂正又は削除の請求（以下「訂正又は削除の請求」という。）をすることができる。

- 2 第11条第2項の規定は、訂正又は削除の請求について準用する。

（訂正又は削除の請求の方法）

第16条 訂正又は削除の請求をしようとする者は、当該個人情報を保有する実施機関に対して、本人又はその親権者等若しくは保佐人等であること（保佐人等にあつては、当該訂正又は削除の請求が付与されている代理権の範囲内であることを含む。）を明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正又は削除の請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正又は削除の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正又は削除の請求をしようとする者は、当該訂正又は削除を求める内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

(平成12条例31・一部改正)

(訂正又は削除の請求に対する決定及び通知)

第17条 実施機関は、訂正又は削除の請求があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該請求に係る個人情報の訂正又は削除をするか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、請求書を受理した日から起算して60日を限度としてその期限を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、訂正又は削除の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、訂正等請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、個人情報の訂正又は削除をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の訂正又は削除をするとともに、訂正等請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

(平成7条例56・一部改正)

(是正の申出)

第18条 何人も、実施機関が自己に係る個人情報を第5条の規定に反して収集し、又は第7条の規定に反して利用し、若しくは提供していると認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 第11条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

3 是正の申出をしようとする者は、当該個人情報を保有する実施機関に対して、本人又はその親権者等若しくは保佐人等であること（保佐人等にあつては、当該是正の申出が付与されている代理権の範囲内であることを含む。）を明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 是正の申出をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 是正の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

4 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに、その内容を調査し、当該是正の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。

5 実施機関は、是正の申出に係る処理の内容を、申出者に通知するとともに、福岡市個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(平成12条例31・一部改正)

(費用の負担)

第19条 第14条第1項の規定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(平成14条例3・全改)

(不服申立て)

第20条 第13条第1項及び第17条第1項に規定する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立ての審理を行う処分庁又は審査庁は、当該不服申立てが明らかに不合法であるとき、又は不服申立ての請求を認容するときを除き、福岡市個人情報保護審議会の議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

第4章 福岡市個人情報保護審議会

(福岡市個人情報保護審議会)

第21条 この条例の適正かつ円滑な運営を図るため、福岡市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

第22条 審議会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 第5条、第7条及び第8条の規定により意見を述べること。
 - (2) 第20条の規定により議に付された事案について審議すること。
 - (3) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。
- 2 審議会は、前項第2号に規定する事務を行うため必要があるときは、規則で定めるところにより、不服申立人、実施機関に属する職員その他関係者に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(他の法令等との調整)

第23条 法令又は他の条例等に、個人情報の閲覧、縦覧、視聴、写し若しくは謄抄本の交付又は訂正若しくは削除に関する定めがある場合には、当該法令又は他の条例等の定めるところによるものとする。

(適用除外)

- 第24条** 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計に係る個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査に係る個人情報並びに統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)に係る個人情報については、この条例は適用しない。
- 2 図書館等において、閲覧に供され、又は貸し出される図書、資料、刊行物等については、この条例は適用しない。
- 3 実施機関が、市の職員に関する事務のため取り扱う個人情報については、この条例は適用しない。

(平成13条例41・一部改正)

(運用状況の公表)

第25条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について、規則で定めるところにより一般に公表するものとする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、この条例の規定により規則で定めるもののほか、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。[平成3年規則第97号により平成3年10月1日から施行。ただし、第5条第3項第6号及び第4項第2号、第7条第4号並びに第8条の規定中福岡市個人情報保護審議会の意見を聴くことに係る部分並びに第21条及び第22条の規定は、平成3年9月1日から施行]

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施機関が個人情報(第6条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を取り扱っている事務については、第6条第1項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「について、この条例の施行の日後遅滞なく、」と読み替えて同条の規定を適用する。

(適用区分)

3 この条例のうち開示の請求、訂正又は削除の請求及び是正の申出に関する規定(以下「開示の請求等に関する規定」という。)は、福岡市情報公開条例(以下「情報公開条例」という。)附則第2項に規定する公文書以外の公文書に記録されている個人情報については、適用しない。

4 前項の規定にかかわらず、情報公開条例附則第3項の規定に基づき実施機関が指定した公文書に記録されている個人情報については、その指定の日から開示の請求等に関する規定を適用する。(個人情報の任意的な開示)

5 実施機関は、前2項の規定により開示の請求等に関する規定の適用を受けない個人情報について開示の申出があった場合には、これに応じるよう努めるものとする。

6 第19条の規定は、前項の規定により個人情報の任意的な開示を行う場合について準用する。

附 則(平成7年9月28日条例第56号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第31号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月29日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月28日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

個人情報保護条例において改正すべき事項等の概要

第 1 総則

1 条例の目的（3^{ページ} -^{ページ} 参照）

高度情報通信社会の進展という状況認識の下，次のような視点を取り入れる。

- (1) 市政の適正かつ円滑な運営との適切な調和を図りながら，条例の主たる目的が個人の権利利益の保護であることを確認する。
- (2) 本人が自己の個人情報の取扱いに対して関与する権利を保障する旨を明記する。

2 実施機関の範囲（4^{ページ} -^{ページ} 参照）

情報公開制度との整合を図る必要性からも，実施機関の範囲を拡大する。

- (1) 議会については，その自主的な判断により，実施機関となることが適当である。
- (2) 福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社については，実施機関とすべきである。

3 個人情報の定義（6^{ページ} -^{ページ} 参照）

法人の役員等に関する情報についても 条例の対象とする個人情報の定義に含まれるが，それが明らかに事業活動に関する情報であると認められるものについては，個人情報としては取り扱わない。

4 市民の責務（7^{ページ} -^{ページ} 参照）

市民は，個人情報の保護の重要性を認識し，個人情報の取扱いに当たっては，他人の権利利益を侵害することのないよう努める旨の責務規定を新たに設ける。

第 2 個人情報の取扱い

1 個人情報の収集に関する制限（8^{ページ} -^{ページ} 参照）

基本的に現行の制度を維持するが，次のような規定とする。

- (1) 個人情報の収集は，事務事業の遂行上必要な場合に限り，その利用目的を特定した上で，利用目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。
- (2) 個人情報の収集は，適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (3) 原則として，個人情報は本人から収集しなければならない。例外事由については，より適切な要件を定める。
- (4) 思想，信条等に関する個人情報（センシティブ情報）は，原則として，収集してはならない。
- (5) 本人から直接書面等に記録された個人情報を収集するときは，原則として，あらかじめ，本人に対し，その利用目的を明示しなければならない。

2 個人情報取扱事務の届出（10^{ページ} -^{ページ} 参照）

- (1) 個人情報を取り扱う事務を開始するときは，市長に一定の事項を届け出て，その届出事項を記載した目録（個人情報目録）を一般の閲覧に供しているが，届出の対象となる

事務をよりきめ細かく分類するなど、市民に分かりやすく利用しやすいものとする。
(2) 個人情報目録は、インターネットを利用して公表する。

3 個人情報の利用及び提供に関する制限（11^ア-ジ 参照）

基本的に現行の制度を維持するが、次のような改正を行う。

- (1) 例外事由に該当する場合であっても、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、個人情報の目的外の利用・提供は認められない。
- (2) 例外事由については、より適切な要件を定める。
- (3) 個人情報を外部提供する場合は、提供を受ける者に対し、個人情報の利用目的、利用方法等に関する制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講じることを求める。

4 電子計算組織の結合に関する制限（12^ア-ジ 参照）

個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による個人情報の提供を禁止するという、現行の制度を維持するが、個別の事案に応じた適切なセキュリティ対策と緊急時の対策を講じる。

5 適正な維持管理に関する措置（13^ア-ジ 参照）

- (1) 安全確保の措置、正確性の確保及び不要な個人情報の廃棄・消去については、必要かつ不可欠なものであるが、これまで以上に物理的・人的・技術的なセキュリティ対策を適切に講じていく。
- (2) 個人情報保護審議会は、セキュリティ対策の実施状況等について、実施機関に対して報告を求めたり、意見を述べることができる。

6 個人情報を取り扱う業務の外部委託（14^ア-ジ 参照）

実施機関のみならず、受託者及び受託業務の従事者に対しても、直接に義務を課す。

- (1) 実施機関は、委託に関する契約書等に、個人情報の保護に関する受託者の責務その他必要な事項を明記するとともに、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (2) 受託者（再委託を受けた者を含む。）は、実施機関と同様に、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託業務の従事者（再委託に係る業務の従事者を含む。）は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはならない。

7 実施機関の職員の義務（15^ア-ジ 参照）

個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはならない。

第3 個人情報の開示、訂正又は削除及び利用停止等の請求

1 本人以外の者からの開示の請求（17^ア-ジ 参照）

- (1) 本人に代わって開示の請求ができる者の範囲は、成年後見制度による代理人を含めて、現行のとおりとし、任意の代理人による請求は認めない。
- (2) 死者に関する個人情報については、死者本人の近親者に限り、開示の請求をすることができるが、個人情報の性格や内容に応じて慎重に判断する。
- (3) 本人の意思の確認は、開示の請求の段階ではなく、本人の権利利益を保護するための非開示情報に該当するかどうかを判断する中で必要に応じて行う。

2 開示請求書の補正等（18^ア-ジ 参照）

開示請求書の記載が不十分な場合には、請求に係る個人情報の特定に資する情報など、補正の参考となる情報を提供するよう努めた上で、その補正を求めることができる。

3 開示の基準等（19^ア-ジ 参照）

- (1) 開示の請求があった個人情報について、非開示情報が含まれている場合を除き、開示する義務がある旨をより明確にする。（原則開示）
- (2) 非開示情報については、より具体的かつ合理的な基準として類型化すべきであり、情報公開制度との整合を図る必要性も考慮して、適切な基準を設ける。（資料8 参照）
 - ア 開示請求者（本人）に関する情報
 - イ 開示請求者（本人）以外の個人に関する情報
 - ウ 法人等に関する情報
 - エ 公共の安全等に関する情報
 - オ 審議、検討等に関する情報
 - カ 行政運営情報
 - キ 法令秘情報

4 部分開示（23^ア-ジ 参照）

非開示情報が含まれている場合であっても、できる限り開示の範囲を広げる観点から、実施機関には、部分開示をする義務がある旨を明確にする。

5 非開示情報の裁量的開示（24^ア-ジ 参照）

非開示情報が含まれている場合であっても、特に必要があると認めるときは、実施機関の行政的判断により、裁量的に開示することができる余地を残しておく。

6 個人情報の存否に関する情報（24^ア-ジ 参照）

個人情報が存在するか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。（存否応答拒否）

7 個人情報の不存在の取扱い（25^ア-ジ 参照）

- (1) 開示の請求があった個人情報を保有していないときは、非開示の決定を行う。
- (2) 誤って個人情報のデータが消去されている場合など、個人情報の適正な維持管理という観点から問題があるときは、個人情報保護審議会が意見を述べることができる。

8 開示決定等の期限の短縮等（26^ア-ジ^ニ参照）

9 開示決定等の期限の特例（28^ア-ジ^ニ参照）

開示決定等の期限を短縮するとともに，期限の特例を設ける。

	現行の条例 (土曜日，日曜日等を含む。)	答 申 (土曜日，日曜日等を除く。)
開示決定等を行う期限	請求書を受理した日から起算して15日以内	請求があった日の翌日から起算して7日以内
延長できる期間	請求書を受理した日から起算して30日を限度	請求があった日の翌日から起算して20日を限度
期限の特例	(規定なし)	20日以内に相当の部分につき決定をし，残りは相当の期間内に決定
訂正・削除等の決定を行う期限	請求書を受理した日から起算して30日以内	請求があった日の翌日から起算して20日以内
延長できる期間	請求書を受理した日から起算して60日を限度	請求があった日の翌日から起算して40日を限度
期限の特例	(規定なし)	相当の期間内

10 事案の移送（29^ア-ジ^ニ参照）

請求を受けた実施機関よりも他の実施機関の方が，開示・非開示の是非等を適切に判断することができるときは，事案(請求書)を移送して，他の実施機関が開示決定等を行う。

11 第三者からの意見聴取の手続等（29^ア-ジ^ニ参照）

第三者に関する情報が含まれているときは，非開示情報に該当するかどうかを的確に判断し，第三者の権利利益を侵害することがないように，開示・非開示の決定に当たって，第三者の意見を聴くための手続等を整備する。

- (1) 開示決定等の参考とするため第三者の意見を聴くことができる。(任意的意見聴取)
- (2) 公益上の必要から非開示情報に該当しないと判断するときや，裁量的に開示をするときは，第三者の意見を聴かなければならない。(必要的意見聴取)
- (3) 第三者が開示に反対したにもかかわらず開示決定をするときは，開示を実施する日までに2週間以上を置いて，第三者が不服申立て等により法的に争う機会を保障する。

12 簡易な方法による開示（31^ア-ジ^ニ参照）

実施機関があらかじめ定める個人情報(開示請求の件数が多く，内容が定型的で開示・非開示の判断を一律に行うことができるもの)については，条例上の手続等によることなく，簡易な方法による開示の仕組みを設ける。

13 訂正又は削除の請求，決定等（31^ア-ジ^ニ参照）

- (1) 条例に基づく開示決定を受けた個人情報以外の個人情報であっても，その事実誤り

があると認めるときは、訂正又は削除の請求をすることができる。(開示請求の前置を要件としない。)

- (2) 訂正又は削除の請求があった個人情報について、当該請求の内容が事実であることが判明したときは、原則として、その訂正又は削除をする義務がある旨を明確にする。
- (3) 個人情報の訂正又は削除を実施した場合には、必要な範囲内において、当該個人情報の提供先に対し、その旨を通知する。

14 是正の申出・利用停止等の請求 (33^ア-ジ 参照)

個人情報が、その収集又は目的外の利用・提供に関する制限に反して不適正に取り扱われているときは、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(利用停止等)を請求する権利を保障することにより、その是正を求めることができることとする。

なお、現行の条例の是正の申出制度は、廃止する。

第4 不服申立て・個人情報保護審議会

1 不服申立てに係る事案の処理 (36^ア-ジ 参照)

- (1) 開示決定等について不服申立てがあった場合は、
 - ア 不服申立てがあった日の翌日から起算して30日以内に審議会に諮問するとともに、不服申立人等にその旨を通知する。
 - イ 審議会から答申を受けたときは、これを尊重して、答申があった日の翌日から起算して30日以内に、不服申立てに対する裁決又は決定をする。
 - ウ 審議会としても、できる限り効率的な調査審議を行うことにより、迅速に答申するよう努める。
- (2) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを棄却する場合等は、第三者が訴訟により開示決定等を争う機会を保障するための仕組みを設ける。

2 個人情報保護審議会 (37^ア-ジ 参照)

- (1) 審議会は、個人情報の適正な取扱い等に関して審議する機関であるとともに、不服申立てに係る事案を審査する第三者機関としての性格を有する。
- (2) 審議会の委員の数、任命方法など、審議会の組織及び運営に関する基本的な事項について条例に明記する。
- (3) 不服申立てに係る調査審議の手續等に関して、審議会は、実際に個人情報の内容を見分したり(インカメラ審理)、情報の内容を指定する方法により分類・整理した資料の提出を求めること(ヴォーン・インデックス提出要求)等ができる。
- (4) 不服申立人等は、口頭で意見を述べたり、意見書又は資料を提出することができるなど、不服申立てに係る調査審議の手續等に関する権利を保障する。
- (5) 不服申立てに係る調査審議の手續は、公開しない。
- (6) 諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人等に送付するとともに、答申の内容を公表する。
- (7) 審議会の委員の守秘義務違反に対し、罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)を設ける。

第5 事業者等における個人情報の保護

1 事業者に対する措置（41^ア-ジ 参照）

市長は、事業者において個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、助言又は指導を行うとともに、事業者が個人情報を不適正に取り扱っているときは、説明又は資料の提出を求め、是正の勧告をするなど、必要な指示・監督をすることができる。

2 事業者に対する苦情の処理のあっせん等（42^ア-ジ 参照）

市長は、市民から苦情の相談があったときは、適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講じるよう努める責務がある旨を明記する。

3 出資法人に対する措置（42^ハ-ジ 参照）

市が資本金等の4分の1以上を出資している法人に関する規定を設ける。

(1) 出資法人は、条例の規定に基づく市の施策に準じて、その保有する個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努める。

(2) 市長は、出資法人が、条例の規定に基づく市の施策に準じた措置を適切に講じることができるよう、助言、指導、報告の徴収その他の必要な措置を講じる。

4 指定管理者における個人情報の取扱い（43^ア-ジ 参照）

公の施設の管理が、従来の管理委託制度から指定管理者制度に移行し、指定管理者は、受託者に含まれないこととなるため、指定管理者及びその従事者に対し、罰則を設けることを含めて、個人情報を取り扱う業務を外部委託する場合と同様の規制をする。（第2の6及び第6の3ア・イ・エ参照）

5 国等との協力（45^ア-ジ 参照）

市長は、苦情の処理のあっせん等その他の事業者に対する措置を講じるために必要があるときは、国、他の地方公共団体等に対し、協力を求める。

第6 雑則・罰則

1 職員の人事等に関する個人情報の取扱い（46^ア-ジ 参照）

実施機関の職員の人事等に関する個人情報について、開示、訂正又は削除及び利用停止等の請求を認めることを含めて、条例の適用対象とする。

2 実施機関における苦情の処理（46^ハ-ジ 参照）

実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速に処理するよう努める責務がある旨を明記する。

3 実施機関の職員等に対する罰則（47^ア-ジ 参照）

実施機関の職員及び受託業務の従事者（再委託に係る業務の従事者を含む。）に対し、行政機関個人情報保護法に準じた罰則を設ける。

	主 体	対 象 情 報	行 為	法 定 刑
ア	実施機関の職員又は職員であった者 受託業務に従事している者 又は従事していた者	個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイル（複製又は加工したものを含む。）	正当な理由がないのに提供したとき	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
イ	同上	業務に関して知り得た保有個人情報	不正な利益を図る目的で提供又は盗用したとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
ウ	実施機関の職員	個人の秘密に属する事項が記録された文書，図画又は電磁的記録	職権を濫用して専らその職務の用以外の用に供する目的で収集したとき	同上
エ	福岡市外において罪を犯した者			ア～ウを適用
オ	偽りその他不正の手段により個人情報の開示を受けた者			5万円以下の過料

具体例

ア…職員（又は受託業務の従事者）が，個人の秘密が記録されているデータベースをフロッピー等の媒体に複写して，業務上必要がない者に提供した場合。

イ…職員（又は受託業務の従事者）が，職務上知り得た他人の氏名・住所・電話番号を名簿業者に売却した場合。職員が，自己が管理する顧客データを複写して，退職後の起業に利用した場合。

ウ…職員が，個人的興味を満たす目的で，自己の職務を装って，他の課に保管されている特定の人に関する健康診断結果や相談内容を複写した場合。

現行の条例との項目別対照表

番号及び項目は、答申 の該当箇所

番号	項目	現行の条例	答 申
第 1 1	条例の目的（第 1 条）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定める ・市が保有する個人情報の開示、訂正又は削除を求める権利を明らかにする 個人の権利利益を保護する + 市政の適正な運営に資する 	<p>高度情報通信社会の進展という状況認識の下、次のような視点を取り入れる。</p> <p>市政の適正かつ円滑な運営との適切な調和を図りながら、条例の主たる目的が個人の権利利益の保護であることを確認する。</p> <p>本人が自己の個人情報の取扱いに対して関与する権利を保障する旨を明記する。</p>
2	実施機関の範囲（第 2 条第 1 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・教育委員会 ・選挙管理委員会 ・人事委員会 ・監査委員 ・農業委員会 ・固定資産評価審査委員会 ・公営企業管理者 ・消防長 	<p>議会については、その自主的な判断により、実施機関となることが適当である。</p> <p>住宅供給公社及び土地開発公社については、実施機関とすべきである。</p>
3	個人情報の定義（第 2 条第 2 号）	<p>個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。</p> <p>事業活動に係る法人の役員等に関する情報は含まない。</p> <p>死者に関する個人情報を含む。</p>	<p>特定の個人が識別され得るのは、「他の情報と照合すること」による場合である旨を明確にする。</p> <p>法人の役員等に関する情報も個人情報の定義に含まれるが、それが明らかに事業活動に関する情報であると認められるものは、個人情報としては取り扱わない。</p> <p>死者に関する個人情報を含む。</p>
4	市民の責務	（規定なし）	<p>市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努める旨の責務規定を新たに設ける。</p>
第 2 1	個人情報の収集に関する制限（第 5 条）	<p>個人情報を収集するときは、収集の目的を明確にし、当該目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。</p> <p>個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により行わなければならない。</p> <p>個人情報を収集するときは、原則として、本人から収集しなければならない。</p> <p>思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、原則として、収集してはならない。</p>	<p>基本的に現行の制度を維持するが、次のような規定とする。</p> <p>個人情報の収集は、事務事業の遂行上必要な場合に限り、その利用目的を特定した上で、利用目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。</p> <p>個人情報の収集は、適法かつ公正な手段により行わなければならない。</p> <p>原則として、個人情報は本人から収集しなければならない。例外事由については、より適切な要件を定める。</p> <p>思想、信条等に関する個人情報（センシティブ情報）は、原則として、収集してはならない。</p> <p>本人から直接書面等に記録された個人情報を収集するときは、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p>
2	個人情報取扱事務の届出（第 6 条）	<p>個人情報を取り扱う事務を開始し、廃止し、又は変更するときは、あらかじめ、一定の事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>市長は、個人情報目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。</p>	<p>基本的に現行の制度を維持するが、届出の対象となる事務をよりきめ細かく分類するなど、市民に分かりやすく利用しやすいものとする。</p> <p>個人情報目録は、インターネットを利用して公表する。</p>
3	個人情報の利用及び提供に関する制限（第 7 条）	<p>原則として、収集の目的の範囲を超えて、個人情報を利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。</p>	<p>基本的に現行の制度を維持するが、次のような改正を行う。</p> <p>例外事由に該当する場合であっても、個人</p>

			<p>の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、個人情報の目的外の利用・提供は認められない。</p> <p>例外事由については、より適切な要件を定める。</p> <p>個人情報を外部提供する場合は、提供を受ける者に対し、個人情報の利用目的、利用方法等に関する制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講じることを求める。</p>
4	電子計算組織の結合に関する制限（第8条）	<p>個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、本市の機関以外のものとの間において通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならない。</p>	<p>現行の制度を維持するが、個別の事案に応じた適切なセキュリティ対策と緊急時の対策を講じる。</p>
5	適正な維持管理に関する措置（第9条）	<p>個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>個人情報を正確かつ最新なものに保つため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>保存する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。</p>	<p>適正な維持管理に関する措置については、必要かつ不可欠なものであるが、これまで以上に物理的・人的・技術的なセキュリティ対策を適切に講じていく。</p> <p>個人情報保護審議会は、セキュリティ対策の実施状況等について、実施機関に対して報告を求めたり、意見を述べるができる。</p>
6	個人情報を取り扱う業務の外部委託（第10条）	<p>実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を委託するときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>実施機関のみならず、受託者及び受託業務の従事者に対しても、直接に義務を課す。</p> <p>実施機関は、委託に関する契約書等に、個人情報の保護に関する受託者の責務その他必要な事項を明記するとともに、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>受託者（再委託を受けた者を含む。）は、実施機関と同様に、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>受託業務の従事者（再委託に係る業務の従事者を含む。）は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはならない。</p>
7	実施機関の職員の義務	（規定なし）	<p>個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはならない。</p>
第3 1	本人以外の者からの開示の請求（第11条第2項）	<p>何人も、自己に係る個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>次に掲げるものは、本人に代わって開示の請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人 ・保佐人、補助人又は任意後見人（開示の請求が、家庭裁判所の審判又は任意後見契約により付与されている代理権の範囲内であるものに限る。） 	<p>本人に代わって開示の請求ができる者の範囲は、成年後見制度による代理人を含めて、現行のとおりとし、任意の代理人による請求は認めない。</p> <p>死者に関する個人情報については、死者本人の近親者に限り、開示の請求をすることができるが、個人情報の性格や内容に応じて慎重に判断する。</p> <p>本人の意思の確認は、開示の請求の段階ではなく、本人の権利利益を保護するための非開示情報に該当するかどうかを判断する中で必要に応じて行う。</p>
2	開示請求書の補正等	（規定なし）	<p>開示請求書の記載が不十分な場合には、請</p>

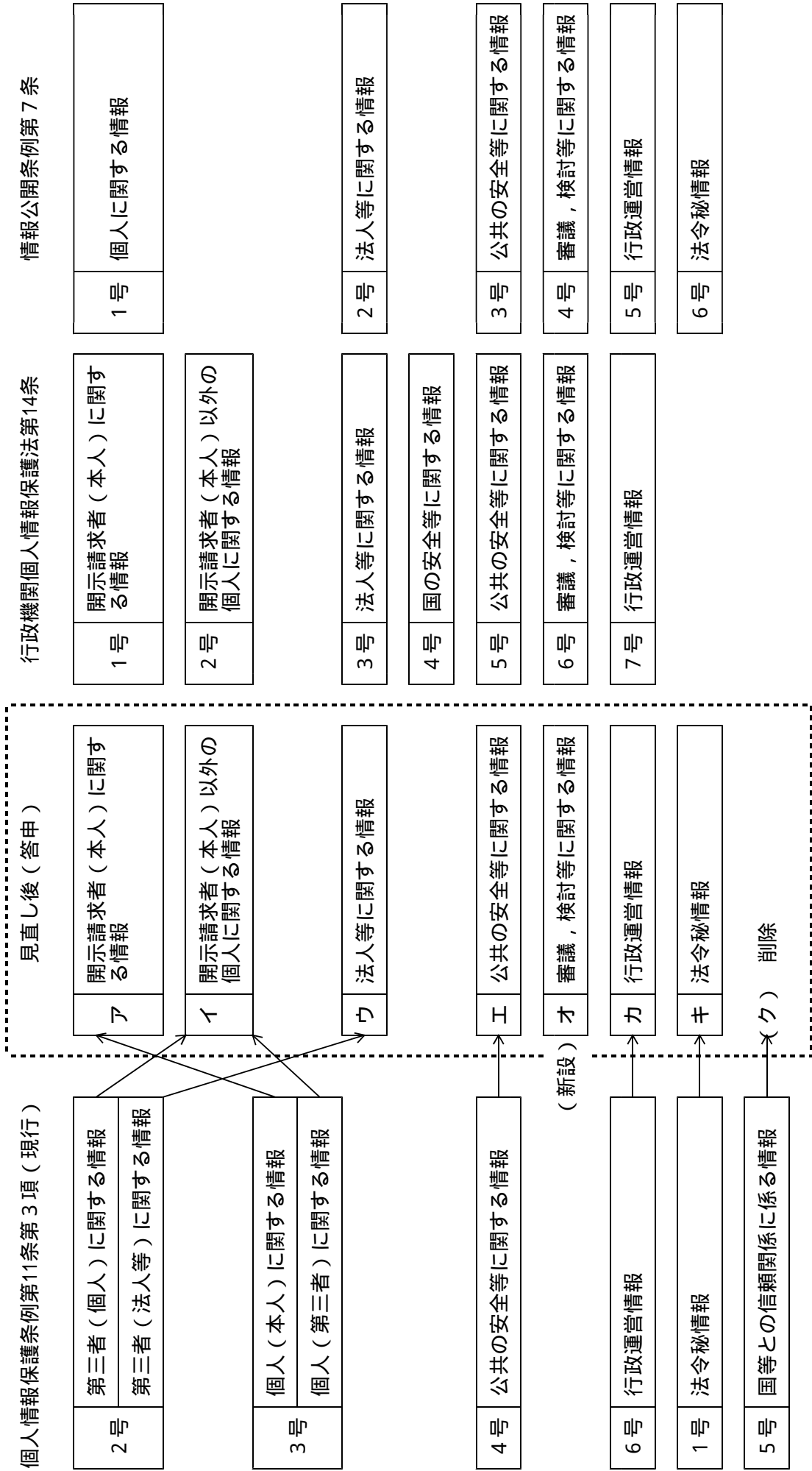
			求に係る個人情報の特定に資する情報など、補正の参考となる情報を提供しよう努めた上で、その補正を求めることができる。
3	開示の基準等（第11条第3項）	個人情報が次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の開示をしないことができる。	開示の請求があった個人情報について、非開示情報が含まれている場合を除き、開示する義務がある旨をより明確にする。（原則開示）
	[非開示情報]		非開示情報については、より具体的かつ合理的な基準として類型化すべきであり、情報公開制度との整合を図る必要性も考慮して、適切な基準を設ける。（資料8参照）
	法令秘情報（第1号）	法令又は条例の規定により、開示することができないとされている個人情報	法令秘情報 確認的に、非開示情報として基準を設けておく（情報公開条例第7条第6号参照）。
	第三者情報を含む個人情報（第2号）	開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、開示請求者以外のものの正当な利益を侵すことになるものと認められるもの	開示請求者（本人）以外の個人に関する情報 第三者（個人）の「正当な利益」を保護するために開示できない情報（情報公開条例第7条第1号参照）。ただし、正当な利益を侵害するかどうかについては、本人と第三者との関係を考慮する必要がある。
			法人等に関する情報 法人等の「正当な利益」を保護するために開示できない情報（情報公開条例第7条第2号参照）
	個人の評価、判定、診断等に関する情報（第3号）	個人の評価、判定、診断、指導、相談、選考等に関する個人情報であって、開示しないことが正当と認められるもの	開示請求者（本人）に関する情報 本人に関する情報であっても、本人の権利利益を保護するために開示できない情報。本人の権利利益は、代理請求者に対しても保護されることを明確にする。
	公共の安全等に関する情報（第4号）	開示することにより、個人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある個人情報	公共の安全等に関する情報 開示することにより、市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報について規定を整備する（情報公開条例第7条第3号参照）。
	国等との信頼関係に係る情報（第5号）	市と国又は他の地方公共団体その他の公共団体との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、これらの者との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの	削除する。
	行政運営情報（第6号）	調査、争訟、交渉、取締り、監督、立入検査等に関する個人情報であって、開示することにより、事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの	行政運営情報 非開示情報に該当する要件がより限定的・具体的になるよう規定を整備する（情報公開条例第7条第5号参照）。
	審議、検討等に関する情報	（規定なし）	審議、検討等に関する情報 行政機関の適正な意思決定を確保する観点から開示できない情報について、基準を設ける（情報公開条例第7条第4号参照）。
4	部分開示	（規定なし）	非開示情報が含まれている場合であっても、できる限り開示の範囲を広げる観点から、実施機関には、部分開示をする義務がある旨を明確にする。

5	非開示情報の裁量的開示	(規定なし)	非開示情報が含まれている場合であっても、特に必要があると認めるときは、実施機関の行政的判断により、裁量的に開示することができる余地を残しておく。
6	個人情報の存否に関する情報	(規定なし)	個人情報が存在するか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる場合は、個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。(存否応答拒否)
7	個人情報の不存在の取扱い(第13条第3項)	個人情報が存在しないことが明らかになったときは、速やかに、開示請求者に対し、不存在の旨を書面により通知しなければならない。	開示の請求があった個人情報を保有していないときは、非開示の決定を行う。誤って個人情報のデータが消去されている場合など、個人情報の適正な維持管理という観点から問題があるときは、個人情報保護審議会が意見を述べることができる。
8	開示決定等の期限の短縮等		開示決定等の期限を短縮する。
	[期間の計算]	土曜日、日曜日等を含む。	土曜日、日曜日等を除く。
	開示決定等(第13条第1項・第2項)	決定等を行う期限(原則) 請求書を受理した日から起算して15日以内 延長できる期間 請求書を受理した日から起算して30日を限度	決定等を行う期限(原則) 請求があった日の翌日から起算して7日以内 延長できる期間 請求があった日の翌日から起算して20日を限度
訂正又は削除の決定等(第17条第1項・第2項)	決定等を行う期限(原則) 請求書を受理した日から起算して30日以内 延長できる期間 請求書を受理した日から起算して60日を限度	決定等を行う期限(原則) 請求があった日の翌日から起算して20日以内 延長できる期間 請求があった日の翌日から起算して40日を限度	
9	開示決定等の期限の特例		期限の特例を設ける。
	開示決定等	(規定なし)	20日以内に相当の部分につき決定をし、残りは相当の期間内に決定
	訂正又は削除の決定等	(規定なし)	相当の期間内
10	事案の移送	(規定なし)	請求を受けた実施機関よりも他の実施機関の方が、開示・非開示の是非等を適切に判断することができるときは、事案(請求書)を移送して、他の実施機関が開示決定等を行う。
11	第三者からの意見聴取の 手続等	(規定なし)	第三者に関する情報が含まれている個人情報の開示・非開示の決定に当たって、第三者の意見を聴くための手続等を整備する。 開示決定等の参考とするため第三者の意見を聴くことができる。(任意的意見聴取) 公益上の必要から非開示情報に該当しないと判断するときや、裁量的に開示をするときは、第三者の意見を聴かなければならない。(必要的意見聴取) 第三者が開示に反対したにもかかわらず開示決定をするときは、開示を実施する日までに2週間以上を置いて、第三者が不服申立て等により法的に争う機会を保障する。

12	簡易な方法による開示	(規定なし)	実施機関があらかじめ定める個人情報については、条例上の手続等によることなく、簡易な方法による開示の仕組みを設ける。
13	訂正又は削除の請求、決定等(第15条～第17条)	条例の規定による開示の決定を受けた個人情報について事実には誤りがあると認めるときは、その訂正又は削除の請求をすることができる。 実施機関は、必要な調査を行い、個人情報の訂正又は削除をするか否かの決定をしなければならない。	条例に基づく開示決定を受けた個人情報以外の個人情報であっても、その事実には誤りがあると認めるときは、訂正又は削除の請求をすることができる。(開示請求の前置を要件としない。) 訂正又は削除の請求があった個人情報について、当該請求の内容が事実であることが判明したときは、原則として、その訂正又は削除をする義務がある旨を明確にする。個人情報の訂正又は削除を実施した場合には、必要な範囲内において、当該個人情報の提供先に対し、その旨を通知する。
14	是正の申出・利用停止等の請求(第18条)	実施機関が自己に係る個人情報を第5条の規定に反して収集し、又は第7条の規定に反して利用し、若しくは提供していると認めるときは、個人情報の取扱いの是正の申出をすることができる。	個人情報が、その収集又は目的外の利用・提供に関する制限に反して不適正に取り扱われているときは、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(利用停止等)を請求する権利を保障することにより、その是正を求めることができる。 現行の条例の是正の申出制度は、廃止する。
第4 1	不服申立てに係る事案の処理(第20条)	不服申立てがあった場合は、処分庁又は審査庁は、原則として、個人情報保護審議会の議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。	不服申立てがあった場合は、 ・不服申立てがあった日の翌日から起算して30日以内に審議会に諮問するとともに、不服申立人等にその旨を通知する。 ・審議会から答申を受けたときは、これを尊重して、答申があった日の翌日から起算して30日以内に、不服申立てに対する裁決又は決定をする。 ・審議会としても、できる限り効率的な調査審議を行うことにより、迅速に答申するよう努める。 開示決定に対する第三者からの不服申立てを棄却する場合等は、第三者が訴訟により開示決定等を争う機会を保障するための仕組みを設ける。
2	個人情報保護審議会(第21条・第22条)	条例の適正かつ円滑な運営を図るため、個人情報保護審議会を設置する。 審議会は、次に掲げる事務を行う。 ・個人情報の収集、目的外の利用・提供及び電子計算組織の結合に関する制限について意見を述べること。 ・不服申立てに係る事案について審議すること。 ・個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。 審議会は、不服申立てに係る事案について審議するため必要があるときは、不服申立人、実施機関に属する職員その他関係者に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。	審議会は、個人情報の適正な取扱い等に関して審議する機関であるとともに、不服申立てに係る事案を審査する第三者機関としての性格を有する。 審議会の委員の数、任命方法など、審議会の組織及び運営に関する基本的な事項について条例に明記する。 不服申立てに係る調査審議の手続等に関して、審議会は、実際に個人情報の内容を見分したり(インカメラ審理)、情報の内容を指定する方法により分類・整理した資料の提出を求めること(ヴォーン・インデックス提出要求)等ができる。 不服申立人等は、口頭で意見を述べたり、意見書又は資料を提出することができるなど、不服申立てに係る調査審議の手続等に関する権利を保障する。 不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。 諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人等に送付するとともに、

			<p>答申の内容を公表する。 審議会の委員の守秘義務違反に対し、罰則を設ける。</p>
第5 1	事業者に対する措置	(規定なし)	<p>市長は、事業者において個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、助言又は指導を行うとともに、事業者が個人情報を不適正に取り扱っているときは、説明又は資料の提出を求め、是正の勧告をするなど、必要な指示・監督をすることができる。</p>
2	事業者に対する苦情の処理のあっせん等	(規定なし)	<p>市長は、市民から苦情の相談があったときは、適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講じるよう努める。</p>
3	出資法人に対する措置	(規定なし)	<p>市が資本金等の4分の1以上を出資している法人に関する規定を設ける。 出資法人は、条例の規定に基づく市の施策に準じて、その保有する個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努める。 市長は、出資法人が、条例の規定に基づく市の施策に準じた措置を適切に講じることができるよう、助言、指導、報告の徴収その他の必要な措置を講じる。</p>
4	指定管理者における個人情報の取扱い	(規定なし)	<p>指定管理者及びその従事者に対し、罰則を設けることを含めて、個人情報を取り扱う業務を外部委託する場合と同様の規制をする。</p>
5	国等との協力	(規定なし)	<p>市長は、苦情の処理のあっせん等その他の事業者に対する措置を講じるために必要があるときは、国、他の地方公共団体等に対し、協力を求める。</p>
第6 1	職員の人事等に関する個人情報の取扱い(第24条第3項)	市の職員に関する事務のため取り扱う個人情報については、この条例は適用しない。	<p>実施機関の職員の人事等に関する個人情報について、開示、訂正又は削除及び利用停止等の請求を認めることを含めて、条例の適用対象とする。</p>
2	実施機関における苦情の処理	(規定なし)	<p>実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速に処理するよう努める。</p>
3	実施機関の職員等に対する罰則	(規定なし)	<p>実施機関の職員及び受託業務の従事者(再委託に係る業務の従事者を含む。)に対し、行政機関個人情報保護法に準じた罰則を設ける。</p>

非開示情報の基準の類型化（イメージ）



用語の解説

プライバシー

従来は、「一人にしておいてもらう権利」や「私生活をみだりに公開されない権利」といった消極的・受動的なものとして理解されてきたが、情報化社会の進展に伴い、個人情報の大量かつ迅速な処理、広範囲にわたる利用、流通等が可能となった状況の下で、「自分の情報の流れをコントロールする権利」（いわゆる自己情報コントロール権）といった積極的・能動的な側面も重視されるようになってきている。

自己情報コントロール権

例えば、自己に関する情報の存在や内容を知り、その誤りの訂正や不適正な取扱いの是正を求めるといったように、本人が自己に関する個人情報の取扱いに関与し、その流れを自らコントロールする権利と言われている。

実施機関

個人情報保護条例に基づいて個人情報保護制度を実施する権限と義務を有する機関のこと。現行の条例では、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長が実施機関とされている。

情報公開制度（条例）

市政に関する市の説明責任を果たし、市民の知る権利を保障していくために、市が保有する情報を市民に積極的に公開していく制度で、市民の監視と参加の下にある公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

市が保有する情報（公文書）を市民の請求に応じて公開することを義務付ける「公文書公開制度」のほか、「情報公表施策」、「情報提供施策」及び「附属機関等の会議の公開」がある。

地方三公社

地方公共団体が、その事務の一部を代行して実施させるために設立した地方公共団体の外郭団体で、地方公共団体から出資、資金貸付、補助金、債務保証等の財政的援助や、役員、職員等の派遣を受けているものを地方公社というが、そのうち法律の根拠に基づいて設立されている地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を地方三公社という。

個人情報の保護に関する法律

個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、民間の個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を定めた法律。

個人情報取扱事業者

個人情報データベース等（特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの（顧客情報のデータベース、台帳等））を事業の用に供している者をいう。ただし、保有する個人情報によって識別される個人の数が、5,000以下のものは、個人情報取扱事業者に含まれない。

行政機関個人情報保護法

国の行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めた法律。現行の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を全部改正したもので、電子計算機（コンピュータ）処理された個人情報に加え、手作業（マニュアル）処理された個人情報も対象とするなど、国の行政機関に係る個人情報保護法制を充実・強化している。

個人情報

個人に関する情報であって、これに含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。氏名、性別、生年月日等がその典型例だが、個人の身体、財産、社会的地位、身分等の属性に関する情報であっても、氏名等と一体となって特定の個人を識別できるのであれば個人情報に当たる。また、それだけでは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより識別が可能となる場合も個人情報に当たる。

個人情報保護法の基本理念

個人情報の保護に関する法律第3条（基本理念）は、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない」と定めている。

特別職の職員

地方公務員は、一般職と特別職に分かれ、特別職には原則として地方公務員法の適用がないものとされている。特別職の職員には、次のようなものがある。

- ・公選又は議会の選挙、議決若しくは同意によって就任する職
- ・地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- ・委員及び委員会、審議会等の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- ・臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等の職
- ・非常勤の消防団員及び水防団員の職 など

センシティブ情報

思想、信条及び宗教に関する個人情報や社会的差別の原因となる個人情報など、個人の人格的な権利利益と密接に関わり、特に慎重な取扱いが必要とされる情報が、一般的にセンシティブ（機微な）情報と言われている。

電磁的記録

電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録全般をいい、光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ等の媒体に記録され、その内容の確認に再生用の機器を用いる必要がある情報をいう。

個人情報目録

現行の条例では、実施機関が個人情報を取り扱う事務を行うときには、その名称、目的及び概要、対象者の範囲等の一定の事項を市長に届け出ることとされており、その届出事項が記載された目録のこと。個人情報目録は、一般の閲覧に供することとされている。

電子計算組織の結合（オンライン結合）

市が管理する電子計算機と、市の機関以外のものが管理する電子計算機，端末機等の機器を通信回線で結ぶことにより，市の機関以外のものが，市が保有する情報を必要に応じて検索し，蓄積し，更新することができる状態にすること。

福岡市情報セキュリティポリシー

市が電子計算機を利用して様々な情報処理を行う上で，取り扱う個人情報や行政情報を適正に管理していくため，管理方法等の方針を明文化し，組織として意思統一を図るもの。

市が所掌する情報資産に係る機密性（権限のない者への情報資産の提供を防止すること），完全性（情報資産の改ざん，破壊等による被害を防止すること）及び可用性（権限のある者にいつでも情報資産の利用を可能にすること）を維持するための情報セキュリティ対策の基準を定めることにより，市民の財産，プライバシー等を保護するとともに，行政事務の適正な運営に資することを目的とする。

地方公務員法の守秘義務

地方公共団体の職員（一般職の職員）は，在職中であると退職後であるとを問わず，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これに違反した場合は，懲戒処分の対象になるとともに，1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処せられる。

成年後見制度（成年後見人，保佐人，補助人及び任意後見人）

判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護するための制度で，後見，保佐，補助及び任意後見の制度がある。

〔成年後見人〕 精神上の障害により判断能力を欠く者について，本人の財産に関する包括的な代理権を有する法定代理人。

〔保佐人〕 精神上の障害により判断能力が著しく不十分な者について，家庭裁判所が定める特定の法律行為に関する代理権を有する。

〔補助人〕 精神上の障害により判断能力が不十分な者について，家庭裁判所が定める特定の法律行為に関する代理権を有する。

〔任意後見人〕 本人が，判断能力が不十分になった場合に備えて任意後見契約を締結していた者であり，任意後見契約の範囲内（自己の生活，療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部）での代理権を有する。

補正

法令がある行為について一定の要件や方式を要求している場合に，その行為がその要件や方式を満たしていないとき，これに合うように直すことをいう。例えば，請求書に記載すべき事項が漏れているなど，書類に不備があった場合に，その形式上の要件に適合するように，加筆，訂正等を行うこと。

非開示情報

個人情報の開示請求があった場合に，一定の合理的な理由により例外的に開示しない情報の範囲を定めたものをいう。非開示情報に該当するかどうかは，開示することによって得られる利益と非開示とすることによって保護される利益とを比較衡量して判断される。

非公開情報（福岡市情報公開条例第7条各号）

福岡市情報公開条例第7条各号において、公文書の公開請求があった場合に、一定の合理的な理由により例外的に公開しない情報（非公開情報）の範囲を定めている。

個人に関する情報〔第1号〕

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

法人等に関する情報〔第2号〕

法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

公共の安全等に関する情報〔第3号〕

公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

審議、検討等に関する情報〔第4号〕

市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

行政運営情報〔第5号〕

市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ

法令秘情報〔第6号〕

法令等若しくは福岡市議会会議規則の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

行政処分

行政庁が、法令の規定に基づき公権力を行使し、特定の者に対し具体的に権利を設定したり、義務を命じる行為をいう。行政処分に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てや行政事件訴訟法に基づく訴訟により、法的に争うことができる。

公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

組織共用文書

公文書が、その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。職員の個人的な検討段階に止まる資料（メモ）等は、組織共用文書に当たらない。

本市の休日

福岡市の休日を定める条例により、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日が、本市の休日とされている。

事案の移送

開示等の請求に係る個人情報、他の実施機関から提供されたものであるときなど、当該請求を受けた実施機関よりも、他の実施機関が請求に対する処理を行う方が合理的な場合に、その処理を他の実施機関に移すこと。

不服申立て

行政庁の処分不服がある者が、行政不服審査法に基づき行う審査請求又は異議申立てのことをいう。個人情報保護制度においては、個人情報の非開示決定や訂正拒否決定等について不服がある者が、当該決定を行った実施機関等に対して、当該決定の取消し等を求めることができる。

附属機関

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査を行うための機関をいう。

個人情報の保護に関する基本方針

政府が、個人情報の保護に関する法律第7条に基づき、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るために策定した方針。個人情報の保護に万全を期すため、個人情報の保護に関する施策の推進の基本的な方向及び国が講ずべき措置を定めるとともに、地方公共団体、個人情報取扱事業者等が講ずべき措置の方向性を示している。

報道機関等の活動

個人情報の保護に関する法律第50条において、個人情報取扱事業者のうち次の者の活動については、憲法が保障する基本的人権の侵害とならないよう、同法第4章（個人情報取扱事業者の義務等）の規定が適用除外とされている。

- ・放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関による報道活動
- ・著述を業として行う者による著述活動
- ・大学その他の学術研究を目的とする機関等による学術研究活動
- ・宗教団体による宗教活動
- ・政治団体による政治活動

個人情報保護に係る指針（ガイドライン）

各事業分野の所管省庁が、民間事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するため、個人情報の保護に関する法律の具体的な運用等について定めるもの。「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等が順次定められている。

公の施設

公共の利益のために多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的として地方公共団体により設置される施設。具体的には、体育施設（体育館，プール等） 教育・文化施設（図書館，博物館等） 社会福祉施設 公営企業（病院，水道等） その他（公営住宅，公園等）がある。

指定管理者制度

地方公共団体が、公の施設の管理について、指定した法人その他の団体（民間事業者も含まれる。）に行わせることができる制度をいい、これにより指定された法人その他の団体を指定管理者という。民間の能力やノウハウを活用して、市民サービスの向上を図るために導入されたものであり、今後、すべての公の施設が指定管理者制度に移行することとされている。

認定個人情報保護団体

民間団体による自主的な取組として、事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理、個人情報保護指針の作成・公表など事業者に対する情報の提供、その他事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務を行う法人等で、主務大臣の認定を受けたものをいう。

罰則

法令上の義務違反があった場合に、その違反者に対し、それ相当の刑罰又は行政罰を加えるべきであることを定めた規定をいう。地方公共団体が条例に設けることができる罰則は、2年以下の懲役若しくは禁錮，100万円以下の罰金，拘留，科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料となっている。

過料

法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられる金銭罰の一種で、刑罰である罰金及び科料と区別される。過料は刑罰ではなく行政罰であるから、市長が行政処分によりこれを科すこととされている。

福岡市における個人情報保護制度のあり方について（答申）

平成17年 1月発行

福岡市個人情報保護審議会事務局

福岡市総務企画局総務部情報公開室

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

電話（092）711 - 4129 F A X（092）733 - 5619

E-Mail johokokai.GAPB@city.fukuoka.jp